
令和6年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和6年9月18日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年9月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君

欠席議員(1名)

12番 荒川 政義君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中元 辰也君

産業建設環境部長	……	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	中村 晴彦君
上下水道部長	……………	藤本 倫夫君	統括総合支所長	……………	松村 浩君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	山中 茂雄君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
農林水産課長	……………	辻田 建一君	福祉課長	……………	濱中 靖夫君

午前9時30分開議

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。荒川議員から欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（小田 貞利君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名であります。通告順に質問を許します。4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） おはようございます。町民の代表として、令和2年12月の一般質問から今回まで4年間で37件の質問をさせていただきました。また、町民からの問合せや要望も累計157件になり、解決できたものもそうでないものもございましたが、町民の声を届けることができたと考えています。きょうは、4年間の分析を踏まえ、まとめということで質問させていただきます。

さて、御存じのように、今から10年前の2014年に、東京一極集中の是正と人口減少克服を目的に、安倍政権が打ち出した政策から地方創生と言われております。

当時の総務大臣、現在の日本郵政株式会社の増田社長が座長を務めた日本創生会議で、全国の896の自治体が消滅の可能性がある公表いたしました。

あれから10年経過しましたが、令和6年1月31日の新聞では、東京都は6.8万人余の転入超過になっており、大きな流れを変えることができていません。また、2023年度の市町別移住者数では、山口県で初めて4,000人を超えましたが、本町への移住者数は36人でした。

このような中、山口県内近隣でパイを取り合うのではなく、国土計画に沿った日本全体の問題として考える必要があると強く思っています。

さて、質問に入ります。

本町においても、交通弱者、医療弱者、買い物弱者などの地域格差、経済活性化など様々な課

題に直面する中、困り事相談などが増大しています。人口減少がさらに進めば、行政サービスが行き届かなくなります。今こそ町民が主役、町民目線、特に弱者目線の行政が求められているのではないのでしょうか。数の力だけに頼る昭和流の手法から、跋扈のない、党派・派閥・会派を超えた令和の時代に合った政治が求められているのではないのでしょうか。

そこで、町独自の地方版行政改革、組織改革、人事改革、損益改革、デジタル改革、教育改革、対話重視の人材育成などを強化するために、次の2点をお尋ねいたします。

1点目、町民が主役、町民目線の政治とは具体的にどういうことを言われるのでしょうか。町長の考えを伺います。

2点目、人口減少に対応して、地方が活力を維持するためには、痛みを町全体で分かち合う柔軟な地域の再編が求められています。自治体消滅の予測から、町民目線の生活を重視すると、久賀地区から日良居地区中心のコンパクトシティの実現が急務と考えますが、町長の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の、町民目線によるコンパクトシティの町づくりを！の御質問にお答えいたします。

1点目の、町民が主役、町民目線の政治、こちらについてでございます。

本町では、総合計画をはじめとする各種計画を策定しております。これらの計画は、人口推計や少子高齢化の進展などを念頭において策定されたものであり、各種施策を実施するための原点となるものと認識をしています。これらの各種計画に基づいて、現在も実施されている各種施策こそが、町民が主役で町民目線の取組であると認識をしております。今後におきましてもその視点は大事にしていきたいと思いますと考えております。

2点目の、久賀地区から日良居地区中心のコンパクトシティの実現についてでございます。

現在、町内には205の行政区と204の自治会があり、少子高齢化や人口減少に伴い、ひとり暮らしの高齢者の増加、生活環境の変化、地域コミュニティの担い手不足及び資金不足など多くの課題に直面しております。存続が厳しい小規模な自治会が増加傾向にあり、過疎化が進行している状況を真摯に受け止めているところでございます。

コンパクトシティは、生活利便性の維持・向上を目的として、住まい・交通・公共サービス・商業施設といった生活機能を集約するものであり、効率的な行財政運営を行い、持続可能なまちづくりを目指していくことは本町の重要な課題であると認識をしております。

全国的には、地方の都市部などでコンパクトシティを政策として公式に取り入れている自治体もございますが、各種施設やサービスの維持・運営に多額の予算や財源が必要となっているようでございます。

久賀地区から日良居地区中心のコンパクトシティを形成し、一部の地域に生活の拠点となる機能を集約したまちづくりを進めていくことは、その他の地域においてはさらに過疎化が進行し、衰退していく恐れがございます。

本町は東西に長く、多くの集落が点在しており、核となる地域もないのが現状であります。これから先、地域の再編が求められてくることは予想されますが、それぞれの住み慣れた環境の中で、いかにして自然とともに生きがいや住みやすさを感じながら働き暮らしていけるまちづくりを進め、地域格差のないサービスを存続していくことも重要なことと考えております。

また、住民自治組織である自治会は、それぞれの歴史的背景があり、その範囲や形態は住民自治の原則からも行政が決めることではありませんので、町民の皆様から地域の再編に関する意見や要望等がございましたら、しっかりと向き合い対応してまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、ありがとうございます。

言われている状況は、よく分かりますし、よく把握されていると思っております。

まず、再質問に入る前に、町長はまちづくりの目標を、たのしい島・すみたい島・いきたい島とし、将来像に掲げておられます。

私は、たのしいといきたいはもう合格点だろうと思っております。すみたいが大きな課題かなと思っている中で、今日は町民目線、町民主役ということで、サービスレベルを数値でちょっと表わしてみたいと思っております。私の考える町民目線ということで、数字の1・2・3で、1は、若干低い、2が中間、3がよくできているという感じでちょっと捉えていただけたらと思うのだが、防災無線の課題とかデジタルの課題とか、病院の課題とかたくさんある中で、大きく捉えてちょっと回答していただきたい。まず、デジタル改革でございます。私はよくできていると思っております。これは感謝申し上げます。ただ、これを数値で見たときに、行政がサービスレベルを提供する側ということで考えたときに、3だと私は思います。よくやっておると思いますが、町民から見たときには、3ではないんだろうと思います。スマートフォンがどんどん進んできて、スマートフォンでLINEとかいろんなサービスを使っておる中で、大変中身が充実している。いいものだと思うが、住民はまだそれについていけないわけです。スマートフォン弱者の高齢者がまだまだいっぱいおられる中で、私の調べた結果では、スマートフォンについて行っておるのが、1割ぐらいですか。私、今65歳ですけど、それでも精いっぱいですから、当然私の年齢以上では、ついていきにくいという状況でございます。

そういったことを含めて、いろいろお尋ねいたしますので、答弁ができればお答え願えたらと思います。

まず、組織改革ということで、町民が主役になっているか、町民目線かということで、風通し

のよい、町民が主役と認識した職員が働きやすい職場になっていますかということで、答弁が可能であれば答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員からの再質問の、職員にとって風通しのよい職場環境ができてきているかというような再質問だったと思います。

風通しのよい職場かという御質問に対して、本町では人事評価制度を採用しておりまして、年に2回、所属部署の管理職と面談をして、そういった職員一人一人の意見・要望等を受けながら、人事行政の部署において対応可能なものであれば対応していきたいと考えております。やはり風通しがいい職場環境、何でもその上司に相談できたり、同僚といろんな調整、話合い、政策のことについて、ざっくばらんに自由に意見交換ができる職場というのを私どもも目指しております。そういったことをぜひ今後も推進していけるような体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 私の質問の仕方が悪くて申し訳ありません。私が求めたのは、今、中元総務部長が言われたその差を少しでも縮めていくということを知りたかった。

では次に、医療改革の関係で、さっき申し上げました提供する側は1・2・3のどれなのかということをお聞きしたいのと、民間であれば、経営責任を追及されるという中で、今回、オンライン診療が進んだということで、その点については感謝申し上げます。

今後のマネジメントということで、マネジメントにはクライシスマネジメントとリスクマネジメントというのがありますけれども、起こったことに対してその後の対応をいかにマネジメントするかという、企業価値に大きなダメージを与えるクライシスマネジメントが私はとても重要ではないかと思っております。病院の今のサービスレベルは数字では何なのかをまず答弁していただけたらと思います。

そして、推測で結構ですので、町民が受けるレベルは何なのかということを知りたかったらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの周防大島町病院事業局の提供する医療や介護についての御質問だと思っております。

まず、町民に必要なレベルでございます。町民がこの島に住んで、安心して、安全に暮らしていけるような医療を提供する。端的に言えば、救急医療だったり入院医療だったり、医療が必要な介護であったり、なかなか民間では提供できないサービスを我々が提供する。そのためには、医師や看護師、薬剤師を含めた医療従事者を確保して、柔軟に経営をして医療を提供していくこと

だと感じております。

やはり経営状況は非常に厳しい、決算をもってしても厳しい状況です。何とか新型コロナウイルス感染症は乗り切りましたが、患者が想定以上に減少している。経営は非常に厳しい。その要因としましては、この島の少子高齢化が相当進んでいること。そして、それに対して我々が柔軟に対応できていない。組織を柔軟に集約・統合できていないことが一番の課題だと思っております。

これは日本全国、いろんなところで、やはり分散した医療提供というのはあまりよくないということで、厚生労働省、国も一生懸命今、これに取り組んでいるところです。

今、第2期再編計画を今年度中に策定して、次の世代の方々も安心して暮らしていけるような病院事業局の経営形態、我々はへき地の病院ですので、比較的、総務省から地方交付税等を通じて支援はしていただいておりますけれども、その中で第2期再編計画を策定して、将来にわたって安心・安全な医療を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

与えるサービスレベルは3ですか、2ですか。今、病院側から考えたときに、医療として町民に与えておるサービスは1・2・3の認識で何でしょうか。事情はよく分かっている中で、素直な答えをちょっと聞きたいなと思っております。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの医療の提供に対する点数づけ等の御質問だっと思いますけれども、医療は適宜適切な提供が必要でございまして、これをやったら何点というものはございません。とにかく住民の生命を守り抜くというのが我々の使命ですので、そこはしっかりと果たしていけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。もうそれ以上は医療のことは答えを求めないようにしましょう。

与える側と受ける側のサービス度が違うというのは、必ず、どこの組織でもあると思うが、その差を縮めていただけることが一番大事なんだと思います。特に、今日は医療の改革はあまりお話しするつもりはなかったんですが、2でも、3でも、1でも、両方の認識が縮まるように、医療について、よろしく願いいたします。

それと、教育の関係では、私はあまり問題があると思っていないんですが、ただ、職員の働き

方改革といじめの問題について、町民の目線で考えたときにどうなのかなど、気になっているところがございます。答弁が可能であればよろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋敬君） 働き方改革といじめの問題ということで、これについてお答えいたします。

教職員の働き方改革は非常に問題が多くございます。私が教員になった30年前と今の教員の仕事の内容が大きく変わっています。子供たちに授業をするという専門職としてのものに加えて、いろんな調査もの、そして、あと学校の体制づくり、さらに地域創生、たくさんの期待が教育にかかっており、それを一つ一つ解決していくことになっております。ですから、具体的に私が若いときの、明日の授業をしっかりと予習・復習して次の日に臨むというだけではなくて、先ほどおっしゃったいじめの問題が起こったり、地域創生の会議があったり、たくさんの資料をつくったり、そして国の調査もありますし県の調査もありますし、町の調査もありますので、それに応えるということをしています。

この中で、今周防大島町としては、マネジメント能力の向上ということで、どこにどれだけ力を加えるかというのを大事に、教職員の研修を行ってきました。特に資源、人、物、金、情報という経営資源を教職員もしっかり理解をして、どこにどれだけ資源をかければいいのか。あと、分配をどういうふうにするかということをしっかり設計していきましょうということで、検証を進めてきたところです。

授業等においても、小学校では45分、中学校で50分の授業時間の使い方だとか、教材を共有するとか、そういうことを進めて、時間としてはかなり短くなってきましたのである程度の成果は出ておりますが、もともとの時間が長いので、それを大幅に減らすことはできておりませんので、このあたりが課題になってくると思います。

今後、また地域の方とも協力しながら、どのように教職員の働き方をよりいい教育活動をするために全力投球できるかというほうへシフトできるかというのが大きな課題です。

次に、いじめの問題ですが、いじめというのを学校でしないようにという指導をずっと続けています。私も、何年もずっと、いじめは許しません、いじめは駄目ですと言いますが、それが起こってしまうのが現状です。その大きな問題点としては、コミュニケーションがうまくいかないことがすごく見てとれます。周防大島町においてもそのようなことがあります。

このコミュニケーション能力というのをどうやってつけていくかというのは、これは家庭教育、社会教育、学校教育が一体とならなければならないと思っています。本町のコミュニティスクールは、今一生懸命新しいことをしようとしています。例えば、海洋教育でいろんな地域資源、海の資源を活用して、地域創生に活かそうというのを始めた学校が4校ほどあります。そして、

実際に農業のほうでもフィンガーライム苗も育ててみたり、いろんな今の農地をいかに残していくかということをお子孫たちが一生懸命考え始めているところです。

このような中で、人に貢献したり、人とつながることで、先ほど申しましたコミュニケーション能力がついていくのと、あと自分がここに存在している良さというんですか、自己肯定観といいますけれど、そういうものを高めていってくれることがいじめの根本的な解決になると思っています。

善悪の判断はできるんですけども、そこと感情がうまく合わさらないというか、そのあたりを、やっぱり自分自身が自信を持っていかないと解決しないと思っているので、それをできるよう、これも学校教育、家庭教育、そして社会教育が一緒になって取り組んでいきたいと思っていますので、そこが今の課題です。動き始めていますので、また見守っていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 星野教育長、ありがとうございます。そのとおりと私も同じように思っております。

それで、先ほど中元総務部長が職員の育成の話をしたので、今回は、今のマネジメントの話で、これについては終わりたいと思います。

次に、コンパクトシティに関する再質問をさせていただきます。

全国に自治体管理の点検で5年以内に修繕等の措置が必要とされた道路とか橋のうち、令和5年度末時点で未着手が17%だということで、1万か所以上あるんだということがちょっと新聞に出ておりました。本町においても、集落や住宅が広い範囲に点在し、インフラ維持が困難な状況になっていることは知っております。限られた人的資源を有効活用して、持続可能なまちづくりには、中心地への集住が必要ではないかという意見もあります。

先ほど、町長からも話が出ましたが、まあそれはメリット・デメリットがあるのは私も重々わかっておりますが、そういった意見がございます。町民の意見を聞く考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の質問の中で、コンパクトシティについて、住民の皆さんからの意見を聞くかどうかというようなことであろうかと思いますが、先ほど、私も答弁をさせていただいたとおり、やはりこの周防大島町は東西に長く、集落が点在しております。そして、皆さんがそれぞれ住まれている地域を愛し、そしてその地域がよくなってほしいという思いで皆さんが生活をされているというのが今の周防大島町のよき現状だと思います。

それを、コンパクトシティ、いわゆる集約をしていくということ、これは2種類あると思うん

です。行政機能を集約をしていくということ、それとその集落自体を集約していくということになるかと思えますけれども、やはり行政機能は点在しているもの、それをしっかりと役割を果たしていくということを今の段階ではまず努めていくということだと思います。

そして、皆さんが、先ほど申したとおり、それぞれの集落で地域のために地域を愛し活動されていますので、町としてはそれをしっかりと支えていくということが今のところは大事なことなんだという認識をしています。そのような中で今、周防大島町においては、自治会の機能も保っておられますので、そういった皆さんの御意見を町としてもしっかりと受け取っていくということが大切なことと考えております。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、ありがとうございます。

今言われたこともよくわかります。

それで、次に、令和6年の上半期、1月から6月のひとり暮らしの65歳以上の高齢者の孤独死が約2.8万体制と、警察庁が発表したというのがあります。また、周防大島町シニアクラブ会報ふるさとによりますと、本町においても、ひとり暮らしの高齢者と寝たきりの高齢者をあわせると令和5年5月1日現在で1,852人と、大変多いということになっております。

今、町長も言われましたけれども、地域地域でいろいろ自治会とかやられる中で、人口減少により社会が求められているのは、共助・公助・自助とかありますが、どれも大事なんですけれども、一番大事なのは、私は共助じゃないかと思っております。令和6年1月の通常国会が始まったときに、岸田総理大臣が、郵便局の話をしております。私、別に郵便局の回し者でもなんでもないですけれども、私も約20年ぐらい地方創生の仕事をしてきましたので、郵便局の役割がいいなと思っている中でちょっと話をさせていただきますけれども、岸田総理大臣が、郵便局は地域の安全、安心の拠点、また地方創生の中心として大きな役割を期待されていますと述べられています。

また、都市に集中している人口を地方に向かわせるには、地方経済が元気でなければ人や企業は戻ってこないということで、行政基盤を強化していくうえで、全国ネットワークの郵便局と地方の観光資源との連携密着を活かした活性化が鍵であると言われております。

これは私が聞いている中で、以上のことから、100年先までも安心して住み続けるコンパクトシティをつくる、コンパクトシティがいいか悪いかというのは置いておいて、全国でもそういうのを掲げられているところもありますけれども、先ほども藤本町長が言いましたように、問題もいっぱいあります。住み慣れたところを離れるというのはなかなか、特に高齢者の方は離れることができません。

ただ、まちをつくる視点として、コンパクトシティは大事ではないかと私は思っております。

郵便局は第2の自治体と、最近よく言われています。特殊法人である、職員がみなし公務員ですので、行政と連携してやっていくには一番いいのではないかと思いますし、行政のマンパワーの不足を補ってくれるのは郵便局じゃないかと思っております。

実際、今でも少しずつ動いているということをおも聞いておりますが、ぜひともこのところを、スピードを上げていただけたらと思います。事情がいろいろあるのはわかっておりますけれども、細長い島ですから、みんなが利用しやすいように、買い物とかいろんなことがありますけれども、まずはみんなが生活できるようなまちづくりを政治でも考えながら、郵便局との連携も考えていただけたらと思います。

最近、南海トラフ巨大地震の話がよく出ますけれども、前にもお話ししましたが、大島大橋は昔の橋のつくり方ですから、支柱が固定されていますので、大地震が来たら倒れて崩落の可能性がございます。

また、今東京に一極集中しておりますけれども、一極集中の東京が被災したらどうなるのかというようなこともいろいろ話題が出ております。政府が機能しなくなるということも視野に入れて、過疎が進んでいる本町において、どういったことをしたらいいのかということも考えなければいけません。そういったことも含めて、実際に暮らしておる生活観において、やはり消費者の立場からすれば、もう1度付け加えますが、コンパクトシティの問題をどうするかということを考えていくということがとても大事なことじゃないかと思っておりますので、ぜひ、藤本町長に要望でございます。いろいろ検討していただけたらと思います。

それでは、もうまとめに入っていきたい思います。

まとめに入る前にちょっと1点紹介します。

一般社団法人人口減少対策総合研究所の理事長で、皆さん御存じだと思うのですが、未来の年表を書かれた河合雅司さんという方がおられると思っておりますが、この方が、緊急提言で言われております。2070年には出生数が8万人になって、日本の人口が半分になるんだということで、では、どうすればいいのか、この方が言われたのは、縮んで勝つということでありまして。さっきのコンパクトシティにつながる場所です。行政サービスも広くはできなくなる。そういったことが当然見えているわけですが、ぜひとも、縮んで勝つというようなことも視野に入れて進めていっていただけたらと思います。

それで、最後の要望でございますけれども、これ2020年の骨太の方針なんですけれども、東京一極集中から多極集中へと変わると言われ、多極集中へと変化しましたが、多極集中は地方の過疎化を進めるといった意見もありまして、この問題、先ほど藤本町長が言われたのとよく似ているのですが、集約を進める一極集住か、分散して住む多極分散か、将来を見通した目に見えるまちづくりを示す時期が来ているんだろうと思っております。いろいろなところから考えていくと藤本町長も

言われましたけれども、これ私が一番頭に入っているところですけども、町民全体の生活を守るためにも、フォアキャストとバックキャストというのがあります。思考する考え方的に。特に、未来からの逆算思考のバックキャスト、これから先、こうなるんだということを見通して、そういうことを防ぐためにまちづくりをこうするんだということをぜひ考える視点に入れていただけたらと思います。

これ最後の要望でございます。医療の問題も先ほどいろいろありましたけれども、先ほど私、久賀地区から日良居地区と言いましたけれど、一番心配なのは医療の問題だと思っています。高齢者が多い中で、これは私の勝手な思いでございますが、前回も言いましたけれども、橋病院時代の36床とさざなみ苑80床を足せば116床あります。1か所で全部入院というのは可能だと思いますので、ぜひともそういったことを心に留めておいていただけたらと思います。

最後になりました。藤本町長の政策提言、島づくり加速化宣言を私も読みました。3つある中の1つ、島の安心・安全づくりということ、私も全く同感です。ぜひ、このところは、しっかり進めていってほしいと思います。町民が外へ出て行かないように、安心・安全なまちづくりをやっていただけたらと思います。そして、その中で、日本一住みたいまちをぜひ藤本町長につくっていただきたいと思っておりますし、昔、旧東和町が高齢化率日本一の町でしたけれども、それと合併した町ですから、そういった痛みは皆わかっていると思っておりますので、ぜひとも日本一住みたい町にできないことはないと思います。

以前にも言いました。私の大好きなリンカーン大統領の言葉ですけども、人民の人民による人民のための政治じゃありませんけれど、町民の町民による町民のための政治を藤本町長に期待して、私の一般質問を終わります、どうぞ、ずっと安心して住めるまちをつくっていただけたらと思います。いろいろありがとうございました。お世話になりました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今日はたくさんありますので、聞かれたことだけ簡潔に御答弁をお願いいたします。

まず1番目、久賀棕野下水処理場周辺整備についてということで、これは前回に続いてということなので、これまでの経緯とか抽象的なお話は必要ありませんので、結論のみ、要するに、住民への説明会をいつやるのか、そういったことについて御答弁をお願いします。

2番目の、非常時の停電対策及び情報伝達等についてということで、先般、台風時に一部停電が発生しましたが、役場庁舎とか避難所においてどういった停電対策が講じられているのか、その点について最初に御答弁をお願いいたします。

それから3番目、岩国基地に関する安心安全対策についてということで、オスプレイの配備をはじめとします機種更新については、町は容認する意向を表明されておりますが、騒音対策とか事故対応といったことについて、町民の安心・安全対策にどのように取り組まれるのか、その辺について簡潔に御答弁をお願いします。

4番目、農地の保全についてであります。町の総合計画によりますと、農用地や宅地などの相互の土地利用の転換については、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮のもとで計画的に行うとされておまして、さらには、農地面積の減少を抑制するとともに、減災の観点からも、農用地の持つ町土保全機能の向上を図るということですが、ここで改めて、町としてどのようにして農地や町土の保全を図ろうとしているのか、その基本的な方針について御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から、4点の御質問をいただきました。私からは、3点の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の久賀棕野下水処理場周辺整備についての御質問にお答えいたします。

棕野地区の住民説明会をいつ頃実施するのかについてのお尋ねですが、現時点では具体的な日程は決定しておりませんが、年内に実施ができればと考えております。

令和6年第2回定例会の一般質問の際にもお答えいたしました。浄化センター周辺の利活用につきましては、検討を進めてまいりたいと考えております。その実現に向けて、関係各位と日程調整を行ってまいります。

説明会につきましては、地元の皆様方に御出席をしていただければと考えております。

次に、2点目の非常時の停電対策及び情報伝達についての御質問にお答えいたします。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、大規模な停電が発生した場合、停電対策は町民の生命を守るうえで大変重要であります。令和6年8月29日からの台風第10号においても、雷や暴風による影響、設備トラブル、設備への樹木の接触等により、町内各地で延べ1,193戸が停電し、町民の皆様におかれましては御不便な思いをされたことと承知をしております。

まずは、各庁舎及び避難所における停電対策についてでございます。

本町の役場の各4庁舎には、自家発電設備を備えております。避難所につきましては、1か所あたり2台の発電機を18か所分整備しております。また、公用車の更新時には、ガソリン車からハイブリッド車等の電源供給が可能な車両とすることにしており、これらを活用した最低限の電力確保も可能となっております。

次に、電力会社との情報共有及び住民への情報提供のあり方についてであります。

中国電力ネットワーク株式会社と災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書を交わしており、停電が発生した場合には、規模や要因にもよりますが、発生時刻、発生地域、発生戸数、復旧見込み等の情報がメールにて提供されることとなっており、停電が長期間に及ぶ恐れがある場合には、中国電力からの要請により、防災行政無線や防災メール等による情報提供を行う体制としております。

しかしながら、防災行政無線の無停電電源装置、この非常用電源については、最大稼働時間が72時間となっており、避難指示等の緊急放送に要する電源を確保する観点から、停電時の防災行政無線の活用は慎重にならざるを得ない状況であることは御理解をいただければと存じます。

また、停電の情報は、個人でも確認することが可能となっており、中国電力ネットワーク株式会社のホームページや専用フリーダイヤルにおいても停電の地区、戸数、復旧見込み等の確認が随時可能となっております。

今後においては、電力会社とさらなる協力関係を構築するとともに、災害発生時の停電に関する情報共有と迅速な情報発信に努めてまいります。

続きまして、3点目であります岩国基地に関する安心安全対策についての御質問にお答えいたします。

今般の米軍岩国基地における機種更新等につきましては、国の説明、県と1市2町、こちらは岩国市、和木町、周防大島町でありますけれども、この連盟による文書照会に対する回答書、そして、町議会全員協議会での説明・協議を受けて、町民の安心・安全や本町の各種施策に及ぼす影響等を勘案した結果、容認することについては、やむを得ないと判断させていただいたところであります。

騒音対策につきましては、今回の機種更新による新たな騒音の拡大は想定されていないことから、これまでの対策を継続して行うとともに、国に対して、騒音軽減対策のさらなる拡充を求めてまいりたいと考えております。

事故対応につきましては、これまでも継続して要望活動を行っておりますが、事故が起こらないよう、国に対して安全対策の徹底を米軍に要請するよう継続して求めてまいります。また、万一の事故が発生した場合における原因究明とその後の対応策等の情報の丁寧かつ迅速な提供についても、継続して求めてまいります。

米軍岩国基地にかかる対応につきましては、県と2市2町岩国市、柳井市、和木町、周防大島町で構成する山口県基地関係県市町連絡協議会において、これまで以上に情報の共有化と連携の強化を図り、基地周辺自治体住民の安心・安全の確保に万全の体制で臨んでまいります。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 田中議員の4点目、農地の保全についての御質問にお答えいたします。

第2次周防大島町総合計画では、基本構想の中で、土地利用方針における、地形・水系を踏まえた有効かつ適正な土地利用について明記しております。

その中で、田中議員がおっしゃるとおり、農用地、宅地などの相互の土地利用の転換については、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどを考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮のもとで計画的に行うと示しております。

御質問にあります慎重な配慮についてですが、ソーラー発電設備など、施設面積が1,000平方メートルを超える規模の開発行為については、周防大島町環境保全基本条例に基づき、開発方針及び開発計画を書面によって町に提出し、開発方針及び開発計画に関する事項、土地の造成に関する事項、環境保全に関する事項、廃棄物の処理などに関する事項について協定を締結することとなっています。

現在のところ、それ以外の規制等をする条例等はありません。

また、農地の保全を図るための具体的な取り組みといたしましては、令和5年度から実施しております地域計画の策定があげられます。

この地域計画は、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、従前の人・農地プランから地域計画に法定化され、地域での話し合いにより、どの農地を残していくかなど、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、地域ごとの目標地図を作成し、農地が利用されやすくなるように、農地の集約化を図るために行うものであり、このような将来の農地利用を見据えた施策により、農地の保全を図りたいと考えています。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 久賀棕野下水処理場周辺整備の件、1点だけ確認をさせていただきます。

この住民説明会、年内に実施されるということですが、事前に開催の情報を知らせてオープンな形で、例えば私も参加できるようなオープンな形で実施されるのかどうか、そこだけ御答弁お願いします。

○議長（小田 貞利君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問でございますが、こちらで当初想定しておりましたのは、棕野地区に自治会長が10名いらっしゃるんで、今10名の自治会長向けに説明会を行おうと思っておりましたが、前回というか、久賀棕野下水処理場建設前の住民説明会の際に、大体一番多いときで30名ぐらいの方にお集まりいただいている経緯もございますので、その辺

は一般の方、言わば地元の方を想定しておりますが、そこはまた検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 検討して、ぜひ住民の方、一般の方も参加できるように、私も参加できるような形で開催していただきたい。

要するに、この件の元となっている住民説明会というのは、住民の方が参加された説明会での発言が問題になっている話ですから、当然今回の、例えばどういう説明をされるのか分かりませんが、その説明会は同じような形式でやるのが当然だと思いますので、ひとつそこは一般の方がオープンな形で参加できるようによろしくお願いします。

それから、2番目の非常時の停電対策についてですが、庁舎には自家発電設備があるということで、避難所については、発電機があっても実際にそれが使われていない。あの暑い中で、エアコンも効かず、電気もつかずという、そういう中で過ごさなきゃいけなかったということで、私、ちょっと意外だったのですが、当然避難所ですからそういった対策は講じられておるものだと思いますし、今御答弁があつて思い出したんですが、ハイブリッド車を購入するときに、そういう災害時にも使えるからというような説明もありましたので、そういったことで発電機が2台ある、ハイブリッド車もある。あるけれど、それが実際に使えない、活用されないのでは意味がないので、ぜひそこを実効性がある対策を講じていただきたいと思います。

情報の部分については、防災無線の非常用電源の時間の問題もあるというのはわかりますけれど、そういうことも含めて中国電力ネットワーク株式会社の専用フリーダイヤルとかホームページを見てくださいそこを見ればわかりますということを高齢の方に、しっかり——要するに私が言いたいのは、停電時にはいつ復旧するかもわからない中で、今回の場合、長いところでは半日以上停電になったわけです。

半日たてば復旧するということがわかっていればいいんですけど、中国電力ネットワーク株式会社のホームページを見ても3時間以内には復旧します、予定ですみたいなことが書いてある。そうではなくて、やはり、いつ復旧するか分からない不安な状態を、何も情報提供がなかったら、結果的に同じことであっても、その不安な時間を過ごさせる、要するに住民の方にとっては、孤立した状態になるわけです。

特にひとり暮らしの方とか高齢の方にとっては、いつ復旧するかもわからない、この暑い中で冷蔵庫もエアコンも使えないという状況で、はじめから半日ですというのがわかっているのと、1日たっても、あしたになっても復旧しないのか、その辺の原因がまずわからないからいつ復旧するかもわからないのでは、例えば樹木が電線に引っかかって、その場所を特定するのに時間

がかかっているとか、気持ちの面なんです。

そこをやっぱり電力会社に委ねるというのではなくて、今聞いたら覚書もあるということなので、これもやはり実効性の話なんですけど、そこは積極的に生かしてもらおうようにするべきだ。

町も、電力会社のことだからということで知らん顔するということは、私は、住民に対する責任上、それは許されないことだと思いますので、できる限りの情報を電力会社から得て、それで町民に知らせるということを、完璧にはできないにしても何らかの方法で、例えばアナログな方法でもいい、誰かが地区の自治会長に電話で伝えたっていいじゃないですか。

そういうことを、町からそういう情報は自治会長に伝えるんですよということを当然周知しておかないといけない。皆さんが知っておかないといけない。

さっき言った防災無線が72時間しか非常用電源が使えないということとか、情報は中国電力ネットワーク株式会社のホームページを見れば分かります、専用フリーダイヤルにかければ教えてもらえますということを、これも情報提供を徹底して、そういうことを住民の方が把握できるような体制を取る、環境をつくるということもやっぱり町の大きな責任だと思います。その辺、今後どういう対策をしていく予定か、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から電力、停電の関係についての再質問をいただいております。

田中議員の言われるとおり、気持ち的な問題というのがかなり大きなものと私どもも認識しております。

やはり先ほど田中議員が言われたように、防災無線を使わなくても極端な話、防災メール、そういったものを使ってどこまで発信ができるかということを、町としてできる限りのことは考えていきたいと思っております。

それともう1点、情報を知り得るための中国電力ネットワーク株式会社のホームページの停電情報とか、そういったところの周知もしっかり進めていきたいと思っております。

しかしながら、停電についても、やはり現地に行ってどういう状況か、中国電力ネットワーク株式会社のホームページで昼までには復旧見込みですということは書いてありますけれど、やはり状況によっては、それから延びてしまうようなことも見受けられますので、なかなかその辺の状況を把握するのも難しいというふうには認識しております。

しかしながら、状況によって大規模災害における停電の状況等、やはり全て状況にはなるんですが、防災無線で周知をすることも1つの手法としては考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 避難所の非常用の電源についてはどう——今ので十分と考えるのか、私は不足していると思う。さっき言ったように、物はあるけれど、それが使っていない状況にあるということは適正ではないと思いますので、そこを今後どう改善していくのか。

橘総合センターは大きな立派な自家発電設備がついている。でも、それは使えないということで、橘総合センターだけではなくて、ほかのセンターも一緒だが、それは消防設備のための自家発電設備ということなので、それを使うということはできないのかもしれませんが、同等のそういった設備が、あそこは避難所ですから、避難所として指定する以上は、置いてある発電機2台とハイブリッド車で賄えるのであればいいですが、それができないのなら、抜本的なそういう対策も必要だと思うが、その辺の今後のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

今、町が11か所の避難所を開設しておりますが、この避難所については、発電機が2台ありますが、実際、エアコンに接続できる程度の発電機ではありません。これも最低制限の、例えば扇風機とか少しの明かり、そういったものに対応する発電機でございます。

エアコンとかそれぞれの電源を確保することになると、今の現状の体制では十分ではないと認識をしております。

田中議員が言われるように、では、どうするのかという話になろうかと思えます。そこは避難生活が長引くようであれば、避難者の方の移動等も踏まえ、1つの手法として、例えば大きな避難所、自家発電設備があるようなところ、そういったところへの集約というのも考えていかないといけないと思っておりますが、一時的な停電であれば、なかなか答弁では言いにくいんですが、それぞれの停電の時間的な状況を把握しながら、私どもも対応していかないといけないと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっき私が言ったのは、ちょっと極端な話というか、長期的に対策が必要なんですから、すぐにエアコンが使えるようにすべきだということじゃなくて、それは町がそう考えるんなら対策を講じていただければいいと思いますけれど、最低でも発電機があって、扇風機ぐらい使えるのであれば、それを使うような体制を構築していくべきじゃないですか。

実際に使えていないから、どうなっているかわかりませんが、私が言ったのは、立派な自家発電設備があって、それが例えば、避難所のエアコンが使えるように改造できるものならそうしたほうがいいのではないかと。

でも、消防法の関係で、ほかの用途には使えないと、その消火栓にしか使えないというのであ

れば、それは致し方ないと思いますけれど、だったらそこをきちっと発電機で扇風機が使えるような、体制をつくってください。これはハードの話じゃなくてソフトの話なんで、これはすぐにでもできる、今日にでもできる話だと思うんで、その辺の御答弁をもう1回お願いします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員からの再質問で、今回の停電に関しましては、確かにうちの体制がうまく機能していなかったというところも否めない事実ではございます。

何ゆえ対応が後手後手になったかというところが言い訳になってしまうかも知れませんが、中国電力等々の情報によりますと、当初3時間もしくは夕方までというような感じで早期の復旧が見込まれていた停電でしたので、発電機を動かすというところまで対応ができていなかったというのが現状でございます。

それから、現状の避難所の運営体制においても、こういったときに発電機を使いなさい、使いましょうというような取り決めも具体的なものがまだできておりませんので、そこは今後、内部で協議をして、しっかりとマニュアル化して活用させていただけたらと思っておりますので、御了承いただけたらと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3番目の岩国基地に関する安心安全対策についての件ですが、報道によると、全員協議会で説明があったのは、私も出席していますので承知のうえですが、その後の報道によりますと、その中で気になったんですが、受入れの判断の理由として、町議会で反対意見が出なかったことなどをあげたと、これについては、本町のコメントということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員からの御質問でありますけれども、先般の全員協議会において反対の意見があった、なかったということについては、町はそのようなお話をしていないところでありますので、そのあたりはこちらの御意見ということではないかと考えております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そうであろうと思いましたが。これを読む限り、本町もそういう意見が議員から出なかったというような感じに受けられるので、そうであれば町長らしくないかと、

随分乱暴な話だなと思ったのですが、私は全員協議会の場合は、防衛省の方がわざわざ来られて説明をされたのだから、その場で、これは絶対反対だと言うことは控えました。

私は、その後、別途議員からの意見を聞くとか、表明する場があるのだろうと思ったこともあり言わなかったのですが、そういう場もなかったので、改めて——要するに鹿児島県の屋久島の事故があって、その後の事故原因の表明とか、これはオスプレイに限ってのことですが、究明がされていない中で、はい、そうですかと受け入れるということにはできないので、私としては遅ればせながら明確に反対の意思を表明しておきます。

それはそれで置いておいて、そういうことを言いたかっただけですが、騒音について、何か機数が減るから騒音も増えることはないだろうということがあって、これは防衛省の説明でもあったので、そうだろうとは——そういう説明だったが、私は果たしてそうなのだろうかと思う。

近年、オスプレイに限らず戦闘機とか、ヘリとか、そういったものの飛行航路というのが非常に下がってきている。場合によっては、窓とか壁が振動する、電話の声も聞こえないというようなことが時々あります。

要するに、そういったことで機数が減るから騒音が減るということは、ちょっと短絡的過ぎるのかなと受け止めました。

今後、騒音被害も増えていくと思われませんが、周防大島町のホームページに騒音被害の受付のページもあります。でも、私は全般的にこの岩国基地関連の情報、例えば、全員協議会の件は町のホームページに出されていましたが、岩国基地に関する国からの情報とか、今の苦情受付も、受けますという窓口のページはあるけれど、そこにどういう情報が出されたのか、苦情が出されているのか、そういったことを知るすべはないということなんで、私は反対なんですけれど、せめて、実際にそういう騒音被害が発生していくであろうという中で、やはりそういった情報を一元化して町民の皆さんが見れるような、利用できるような、少なくともそういったサイトが必要ではないかと思えますけれど、その辺の対応についてのお考えを御答弁願います。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員からの岩国基地の騒音に関する再質問でございますが、現在、田中議員がおっしゃられたとおり、周防大島町のホームページから騒音に関する苦情・発生状況等のお知らせを登録していただくというページがございます。

そのページにおいては、基本的には選択式で騒音の程度であったり、発生状況であったりというのを教えていただくようにしております。最終的には、個人的な意見を自由に書けるというところで登録をしていただくようにしております。

それらを集計したものというのは、現在公表するようにはしていませんが、その登録等があった時点で、逐次、中国四国防衛局に何年何月何日に町内の方からこういう苦情がありましたと

いう情報を逐次流しておりますし、ひと月ごとにまとめたものも県の岩国基地対策室、それから中国四国防衛局に送付をさせていただいておるところでございます。

今後におきましては、まとめたものがどの程度の頻度で出せるのかというところもありますので、公開については少し検討の余地をいただけたらと思っておりますが、可能であれば公表も考えていきたいと思っております。

今、騒音苦情の登録方法についても鋭意更新をして、皆さんが使いやすいものにしていきたいというところも鋭意検討しておりますので、あわせて御回答とさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4番目の農地の保全についてに移りますが、まず、御答弁から受け止めると総合計画に書かれているとおりでしょうけれど、端的にあたり前の話ですけれど、周防大島町は農地を保全、守っていこうとする基本的な方針、考え、意思があるということによろしいのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 町においても、農業は第1次産業の中で重要な位置を占めております。当然のことながら、農地は守っていくというのが基本的な方針です。

ただし、町としてはいろいろな農業施策を打ってきていますが、言い換えれば全て農地の保全のためだと思っております。なぜ耕作放棄地が出てしまうのかとか、太陽光やほかの開発に転用されてしまうのかというのは、魅力ある農業となっていないことが根本だと思えます。

そういうものがなくなれば耕作放棄地も減っていくはずですし、担い手の確保も進んでいくと思っております。それが十分な状態ではないというのが実際のところですよ。

農地を守っていくという第一の方針のもとで、今の現状では、耕作放棄地として荒らしているよりは、例えばほかへ転換するのもやむを得ずという立場だということは御理解いただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今日は農業施策全般について話すと広がり過ぎるので、端的に農地の保全ということで——農地と町土の保全ということでお聞きしておるんですが、今言われたように転換もやむを得ない場合もあるでしょうが、それを無制限に認めていくと、結局、農地を保全していくという方針に相反することになると思えます。

具体的な話として、農地の地目変更が可能になるが、農地法の手続をしなくても地目変更が可能になる、非農地認定という制度が周防大島町にあるが、制度というかどうかどうも行政サービスのよなことを聞いておりますが、これは具体的にどのような手続で行っているのか、そこを簡単に結構ですので、御説明ください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今の御質問には、現況確認ということでお話をさせていただきます。

まず、こういった手順での手続かということですが、土地の所有者が農地という地目で、畑や田であるにもかかわらず、既にもう農地ではない状態であるので、非農地として認定してほしいという申請に基づきます。

町としましては、この求めに対して農業委員数名と、それから事務局で現状を確認し、農業委員の判断において、これは農地ではない、現状の非農地であるという認定をするというところでございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、農業委員数名で現地を確認しという御答弁があったのですが、通常——聞いているのは農業委員3名と聞いているのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 少し曖昧な言い方をして申し訳ありません。3名で間違いございません。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 非農地認定をする、現況確認をする際に、農業委員3名で現地を確認するといったことは、これは周防大島町が制度として設けているものということなのか、それともどこかにそういった基準があつて——国とかにそういった基準があつて、それを実施、実行されているのか、その辺を教えてください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 非農地証明、それから今の現況確認については、周防大島町独自のものではありません。山口県農業振興課がこの方法、やり方について事務処理要領を定めておりまして、それにのっとり実施をしているということです。他の市町とのバランス等もありますので、県の事務処理要領に従って実施をしているというところでございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が今まで聞いていることと多少ずれがあるのですが、山口県農業振興課の事務処理要領というのは、市町村の農業委員会も範疇にしているというものですか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 山口県農業振興課が示しているのは、市町が行う非農地認定についての事務処理要領と理解をしております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それは、私はその事務処理要領を見たことがないというのも不思議な感じがするのですが、それは、その事務処理要領には農業委員3名が現状、現地を確認して、総会では報告事項となっているが、そういうことがきちんと山口県農業振興課の事務処理要領には明記されているということによろしいでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先ほどの御質問ですが、私が農地という大きなひとくくりでお話をしてしまったので、ちょっと混乱させてしまったと思うのですが、まず、2つに大きく分けます。

農振農用地区域内の農地であるか、それ以外の農地であるか。先ほどお話ししました山口県農業振興課が事務処理要領を示しているのは、農振農用地区域内の非農地証明についてです。それ以外の農地については、山口県農業振興課が事務処理要領を定めているわけではありません。

周防大島町としては、農振農用地区域外の農地については、この事務処理要領を参考に準じて非農地証明を実施しているという流れになります。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、さっきも聞いたのですが、その事務処理要領には、現況確認をするのは農業委員3名と書いてあるのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 結論から申し上げますと、事務処理要領に3名という記載はありません。それでは何で3名としているかというのと、また別の要領にあるんですが、農業会議が出している非農地判断マニュアルというものがあまして、それには3名以上という数値を示しております。それに準じて、本町は3名ということでやっております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 農業会議というのは全国農業会議のことだと思いますが、もう

1回確認ですが、農業委員3名以上で現況確認をすることというふうに明記されているということですが、農業委員3名以上で現況確認をすることが明確に記されているということによろしいのか、もう1回確認させていただくと、全国農業会議が決められる事項というのは限られているので、結局元は農林水産省の基準なり通達なりがあるはずなんですけれど、その全国農業会議が農業委員3名、これ違っていたら正確に訂正してください。農業委員3名以上で現況確認をすることが決められているのかどうかということと、その全国農業会議のマニュアルは何に基づいて、全国農業会議が決めたことなのか、何か農林水産省の基本的な裏付けとなる通達等があるのかどうか、そこを御答弁ください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御質問の全国農業会議が作っているマニュアルが何の法令に基づいて、あるいは何に基づいて作成されたものか、ちょっと現時点で把握できておりません。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御答弁がありませんでしたけれど、農業委員3名以上で現況確認をするということによろしいんでしょうね。

○議長（小田 貞利君） 辻田農林水産課長。

○農林水産課長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。全国農業会議のマニュアルでは農業委員3名以上というのがあるのですが、それはあくまでもマニュアルでございます。そのとおりとするかどうかにつきましては、あくまでも市町独自の判断ということも出てこようかとは思いますが、それにつきましては本町といたしましては、3名以上での現況確認ということで進めております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 全国農業会議のマニュアルがこれに基づいた根拠であるかどうかの確認はとれておりませんが、農林水産省経営局農地政策課長からの通達の中に、非農地判断の徹底というものがあまして、その中に3名以上でというのは明記されておりますので、そういったものに準じたマニュアルではないかなと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それを最初からお聞きしていたのだが、そこはもう1回、また事務局で確認をしておいてください。

この今言われた農林水産省の通達では、3名以上というのは確かに書いてあるのですが、それは農業委員及び農地利用最適化推進委員の3名以上で利用状況調査、現況確認をするということになっていますが、現在本町の現況確認というのは農業委員3名で行っている。要するに、国の

通達や全国農業会議のマニュアルは農業委員及び農地利用最適化推進委員3名以上でとなっているけれど、周防大島町の場合は農業委員だけが3名以上で現況確認をするという規定があるのかなのか、説明はいりませんので、あるのかなのかだけ御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 規定は設けておりません。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その部分は、本当に通達とか全国農業会議の指針に合致しなくていいのかどうか、そこはもう1回事務局、執行部で確認をしておいてください。

私がこうやって言うのは、要するにこの現況確認、非農地認定は、もう農地として使えないから、ほかの山林とかへの地目変更を認めますということで、確かに国の通達ではソーラー発電所を作るときに農地の転用許可が障害になっている場合もあるから、再生エネルギーの推進をするために、その非農地判断を速やかに行うように、スムーズに行うように徹底しなさいという通達の趣旨だろうと思います。

それはそれで良くて、確かにそういう面もあるとは思いますが、一方でこの非農地認定というのが主流になってしまうと、本来守るべき農地法の理念が失われてしまう、要するに骨抜きになってしまう。本来、農地転用の手続きをしなければいけない農地がその非農地認定をすることで、総会にもかけられず、総会の判断も必要とせず、現地を見て農業委員3名の判断で、それで地目変更ができてしまい、農地法の農地転用の手続をとらなくていいということになり、これは本末転倒ということで、行政としてやはりそれを安易に認めていくというのはどうなのかなと思う。安易に認めていくべきではないし、非農地認定自体が違法だとか言うのではなくて、それをするにしても、もう少し農地法の趣旨が骨抜きにならないように、脱法行為にならないようにハードルをあげるべきではないか。今の本町の非農地認定は緩い気がする。そこは何らかの工夫が必要ではないかなと考えているから、こういう質問をしている。

開発行為をするということがわかっていながら非農地認定をして、実際に住民とトラブルになっているというところもあります。

ソーラー発電があちこちで行われて、これが将来この島の貴重な農地、町土に禍根を残すということにもなりかねない。ソーラー発電自体が悪いということではなくて、やるにしても、もっと計画性というか、管理された状態で推進していくということを町の方針として持つべきではないかなと思います。

そうやってトラブルが増えないうちに手を打っていくべきじゃないか、そうしないと、農地と町土の保全ということはできないと思います。この辺について、町としての必要性、住民とのトラブルを避ける面、町土保全という面からも今の現状の非農地認定がこのままでいいとは思いま

せん。実際にそうやって抜け道になっている。開発行為をするとわかっていて非農地認定をしたばかりに——結果的には同じで、農地法の手続をとっても許可されて、そういうものができるかもしれませんが、やはりそこは町として、町土、農地を守るという基本姿勢がある町として、そこはきちんとハードルを上げて抑制的に管理していくべきだと思います。

非農地認定が横行し、主流になり、結果的に開発行為が進むということは、やはり町としてあってはならないと思いますが、その辺について——今すぐに変えろというのではなくて、検討していこうという姿勢があるのかどうか。私は農業委員会は農地を守る最前線だが、今の農業委員会にはそういう姿勢はないと思います。ないといったら弊害があるかもしれませんが、見られない、見受けられない、少なくとも私はそういう印象を持っていますので、農業委員会のことはもういいですから、町としてどういうふうを考えるのか、その辺の意識の面、方針というんですか、私が今言ったことをどう考えるのか、そこを教えてくださいませんか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず1点目、非農地認定のあり方、それからその判断基準。私も1年ほど農林課におりましたが、実は非農地判断って何なんだというところがありました。田中議員のおっしゃるとおり、農地法の判定による農業委員会の議案としての農地転用があるのにとこの思いがありました。ですから私も乱用——乱用という言葉はちょっと不適切ですが、乱発するようなことは避けなければならないと思っております。どういったものに対して適応していくかは今後、しっかりと判断基準を決めていかなければならないと思っております。

それから、町としてソーラー発電施設の開発というものがどんどん進んでいくことに対して農地を守るために、規制をかけないのか、抑制をかけないのかというご趣旨だと思います。近隣市町にはソーラー発電施設の開発を規制すると言っているのか、抑制するというべきか、条例を設けている市町もあります。周防大島町は、私が今、どう考えているかということで申し上げますけれども、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法というのが施行されました。これはかなり厳しい法律に改正されて、盛土、切土等が、簡単に言えば許可制になり、非常にハードルが高くなる。山口県において、令和7年4月1日からこの法を適用できる規制区域を指定して運用を始めるということが示されております。この運用が始まりましたら、そういった大規模な開発的なものはかなりハードルが高くなるのではないかと考えております。

今言ったソーラー発電を中心とした開発に関して、抑制・規制をかける条例等も今後考えていかなければいけないと思っております。私はこの令和7年4月1日から運用される今の制度、これを注意深く見守りながら町独自の条例というのを考えていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 引き続きの質問になりますが、よろしく願いいたします。

ことは、長く暑い夏でありまして、今週末の雨でやっと一段落つきまして、これから秋に向かっていくのかなと、9月20日頃になってから30度以上の気温が続くというのは私の記憶にはなくて、これは統計をとってみないと分からないんですけれども、周防大島でも一番暑い夏だったのではないかなという気がいたしております。

やはりこういう気候が続きますと、環境問題、そういうところにいろんな方の関心が向いてきますし、これまでの環境に対する対策というの、もっと別次元のことをこれから考えていかなければいけないのではないかなと、そういう気持ちがいたしております。

これは環境のみならず、例えば農林水産業であればこれまでどおりの作物でいいのか。それから教育においても学校の行事ですとかそういったもの、福祉にしても敬老の日ですとか、そういったいろんな行事の関係、それからそもそもの老人福祉の関係、これからいろいろ見直していかなければならないことが多々出てくると思います。

今回2件質問いたしますけれども、まず第1件については、その環境に関する質問でございます。

町内の不法投棄についてであります。不法投棄というのは、年を追うごとにいろんな地域でひどくなっているのではないかと、そういう声があります。ごみの不法投棄といいますのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条で、個人に対しては5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられること、第32条で法人に対しては3億円以下の罰金と、非常に厳しい罰則が設けられておりますけれども、後を絶たないのが現状であります。

そこで以下の2点について質問いたします。

まず、本町における不法投棄の現状と現在の町の対策について伺います。

もう1件、他の自治体では進んでいる監視カメラの設置ですとか、今後の町の不法投棄に対する考え方と対策について伺います。

続きまして、町職員の働き方についてであります。今第3回定例会でも陸奥野営場や陸奥記念館、なぎさ水族館設置条例の一部改正案が提出され、定休日を設けることが審議されております。

議案提出の理由として執行部からあげられましたのが、いわゆる働き方改革と人手不足でありました。私自身もここ十数年で日本の会社や団体、様々な組織での仕事のやり方やいわゆる人手不足の質が大きく変わってきたということを感じております。そういった中で、周防大島町としましても、職員の働き方、これを大きく変えていく必要がこれからあるのではないかと。もちろん、働き方改革というのはこの場だけではなくて、議会の行政・病院事業改革特別委員会ですとか、あるいは働く職員の代表であります労働組合の意見も大きく反映されるべきものであります。今

回の質問はそういった議論を深めていくためのものにできればと思っております。

私見ではありますが、ここ30年ほどで日本の働き方が大きく変わってきた。その要因は、雇用する側が人件費を投資ではなくて経費として捉える、そういう傾向が大きく関わっているのではないかと、そう思うところがあります。

人件費というのは、例えばメモ書きの紙や鉛筆といった消耗品を買うような削減が推奨されるようなそういう経費ではなくて、本来は質の高い人材を雇用し、最大の効果を発揮させるための投資という側面が大きいはずなのですが、ある時期からそれがないがしろにされてきたという印象を強く持っております。これからは、人件費の総額を削減するというのではなくて、必要な費用は費用として担保して、それをどう質の高い業務ですとか、質の高い住民サービスの提供に役立てていくか、そういうことに切替えていく、そういった姿勢も必要ではないかと考えます。

そういったことを考えますと、まず本町で気になりますのは、町の若手職員の離職であります。町民の方からもこの件についての意見を聞くことが多々あります。町職員の仕事というのはそれなりに経験が必要とされるそういったことも多いはずなのですが、経験を積む前に退職してしまうのでは質の高い住民サービスにはつながりません。まず、若手職員の離職についての町の考え方と現在の対策について伺います。

かつては、多くの会社や組織では新卒採用で終身雇用があたり前でありましたが、現在ではその時々状況に応じて、生え抜きの職員に加えて中途の職員採用もよくあることであります。この1年ほどのことで私が驚きましたのは、名門と言われた大手航空会社ですとか巨大通信企業で、中途入社した社長が誕生した。これは、中途入社した社員を社長に起用したということです。特に、大手航空会社では初の客室乗務員出身の女性の社長ということで話題になりました。しかしながら、私が注目したのは、新しい社長が業績不審により吸収合併した相手の航空会社の出身であったということです。ほんの数年前の大手ですとか名門と言われた企業では考えられないことです。世の中全体が、かように劇的に変化を遂げ、労働環境の変化というものを遂げつつある。

その中で、本町では中途採用に年齢などの制限があると思いますが、これを緩和して中途採用の職員を増やしていくことへの今後の考え方を伺います。

最後に、会計年度任用職員についてであります。現在の本町における会計年度任用職員の人数と、職員全体の中での比率について伺います。

再三申しております、質の高い住民サービスのためには、これまでも実績があることと承知しておりますが、経験を積んで資質が認められた会計年度任用職員の町の正職員への任用の拡大も必要と考えます。この件についての町の考え方を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、山根議員の御質問2点目の町職員の働き方についてお答えをいたします。

まず、若手職員の離職についての町の考えと現在の対策についてであります。国が推進する働き方改革に伴い、多様な働き方が選択できる社会になってきており、若年層職員の意識として転職することに対する抵抗感の低下傾向や、これまでの人員削減により職員を取り巻く職場環境が厳しくなっていることが、若手職員の離職の大きな要因ではないかと考えております。

その対策としては、職員の定員数を増やして人材を確保し、職員1人に対する負担を軽減していくことや、DX等を推進して事務の効率化を図ることが必要ですが、町財政とのバランスを取りながら推進していかなければならないと考えております。

次に、職員の中途採用の条件拡大についての町の今後の考え方についてでございます。本町では普通退職者の増加に伴い、令和2年度から10月1日採用を追加し、4月1日採用とあわせて年2回の採用を行ってまいりました。加えて、今年度は4月1日現在の職員数が職員適正化計画を8名下回ることが推測されたため、特別に7月1日採用試験を実施し、一般事務職4名と社会福祉士1名の計5名の行政職を採用したところであります。

中途採用の条件については、受験資格の上限年齢を通常は30歳以下としているところを行政職では35歳以下に、保健師や土木技師などの専門職は40歳以下まで引き上げております。また専門職への応募が少ないことへの対策として、今年度から専門職に限り一次試験の教養試験を免除し、二次試験の作文試験と個人面接のみにしております。10月採用は今後も実施し、即戦力となり得る中途採用者を確保していきたいと考えております。

次に、会計年度任用職員の人数と町職員全体の中での比率です。令和6年9月1日現在の会計年度任用職員の人数は、フルタイムが19名で、パートタイムは214名ですが、これをフルタイム換算した場合85名となり、合計で104名となります。町の正規職員数は、暫定再任用職員を含め234名ですので、会計年度任用職員の比率は約30.8%となります。

最後に、会計年度任用職員の正職員への登用についての町の考え方についてであります。会計年度任用職員から正職員への無条件での任用替えは考えておりません。正職員になるためには職員採用試験を受験していただくことが必要であり、受験資格の年齢要件をクリアし、採用試験で合格した方であればどなたでも正職員に登用されます。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 山根議員御質問の1点目、廃棄物の不法投棄への対策についてお答えをいたします。

不法投棄の現状は、山林や人通りの少ない道路や海岸沿いなど人目につきにくい場所で発生を

しております。町の対策としまして、不法投棄防止の啓発を図るため、町広報誌や防災行政無線を活用した町民への周知や要望のある自治会等に対して不法投棄防止看板の配布、また、地域の散乱ごみ対策としてボランティア団体等による環境美化活動を支援しております。

効果的な防止対策としましては、監視カメラの設置は非常に有効であると考えており、既に設置しているところもあります。不法投棄を未然に防ぐことは困難ですが、既に不法投棄されている場所にはごみが集まりやすくなります。不法投棄が不法投棄を呼ぶという事態を避けるため、警察への通報や廃棄物の撤去、告知看板の設置などが有効であると考えております。

町としては、毎年6月の不法投棄防止対策強化月間を中心に、柳井環境保健所と合同パトロールを実施するなど、関係機関と連携した活動や情報収集を行っており、今後も廃棄物等の不法投棄防止に努めたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） では、質問をそれぞれの事項に分けて、再質問を続けていきたいと思えます。

まず、廃棄物の不法投棄への対策についてを先に進めさせていただければと思う。今、瀬川産業建設環境部長から、既に監視カメラを設置されているところもあると伺いました。これ現在、何台ぐらい設置されていて、今後増やしていく予定やお考えがあるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 監視カメラの台数というのは、監視カメラの設置の目的とか効果を測るためにも明確な台数はちょっと控えさせていただきたい。数台と捉えていただきたいと思います。それから今後、そういった場所が増えるようであれば、増加で設置をすることも考えていただければならないと思っております。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 不法投棄については、なかなか答弁しにくいところはあるとは私も思います。具体的なことを答弁して、また不法投棄を増長するようになるという可能性もありますので、なかなか答えにくいところがあるとは承知しております。ただやっぱり監視カメラはこれからも増やして行っていただきたい。

私ごとにはなりますけれども、自分の家の畑に不法投棄をされた経験があります。そのときに警察に相談して見に来てもらったりして、いろんなアドバイスをいただいたことが数年前にございまして、そのとき警察官が言っておられたのは、やはり監視カメラが一番効果的だと、監視カメラを設置すると同時に、監視カメラを設置しているという看板を絶対置いてください、そうすることでかなり不法投棄の抑制になるので、これはやってほしいという、そういうお話をいた

できました。

そういった取り組みをしていって、不法投棄というのをやっても全然得にはならないんだ、こういうことをやっても損になるだけで全然得にはならないんだということを、やはり不法投棄することを考えている人たちに思ってもらえるような、そういう施策をとっていかないと、なかなか削減にはつながらないと思います。

そういった中で、今いろんな団体との協力のお話もありました。冒頭でも申しましたとおり、この不法投棄というのは犯罪なわけで、そこを警察と一緒に取り組んでいくお考えがあるのか。あるとすればどういった形で取り組んでいかれるのか、そこを再質問でお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 警察との取り組みは、不法投棄防止対策強化月間等で一緒に活動するというのももちろんなんですが、私はまず最初に不法投棄を受けた側としてやらなければいけないのが、真っ先に警察への届出だと思っています。先ほど答弁の中で、不法投棄が不法投棄を生むから早く撤去するというのもあるんですけども、これは不法投棄をされた町がすぐに撤去した、また捨ててもすぐ町が撤去してくれるだろうということになりかねない。片や不法投棄が不法投棄を呼ぶという側面も持っていて、非常に難しいところです。ですから、何をもってしてもまず警察へ届けるということがまず第一だと思っていますし、町民の方々にもそういったところをしっかりと周知していくことが大切だというふうに思っております。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） やはりおっしゃるとおり、まず警察へ届けて、それが警察へ届けていますということがわかるようにしっかりしていく。ですから私も、不法投棄を受けた場所に看板を出しましたが、警察署へ通報済みとちゃんと書いて、それで看板を出すようにしました。とにかくこれは犯罪なんだということを、警察の方にいろいろ伺いますと、ほかの市町からやってきて大量のそういったものを捨てていく、本当にプロの手口としか思えないようなそういうものもある反面、個人の方が何かよく分からずにやってしまっているというような、つい出来心でやってしまっているというような、そういうことも聞きます。

ですからこれはやはり、不法投棄というのは犯罪であって、もうこれをやっても全く割に合うものではないんだということを、そういうことをやっぱり知らしめていく、そういうことが必要だと思えます。これはやはり地道な活動になってくると思いますが、引き続き協議していただいて、いろいろ有効な対策を打っていただきたいと思えます。

続きまして、町職員の働き方についてであります。まず、若手の職員の方の離職理由で、職員数が削減されて仕事はかなり忙しくなって、それで仕事量が多くなったりして、そういったとこ

ろで圧迫されているのではないかという、そういう御指摘がございました。こういったことに対しては、具体的にどのような対策を考えておられるのか、そのところをお伺いします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの再質問にありました、若手職員の離職にかかるところの、人員削減によって職場環境が厳しくなったことへの対応ということだと思います。

これまで、先ほど冒頭の御質疑の中でも御指摘があったように、合併以降人員削減ありきで削減をしてきたという経緯、確かにございました。ただ、その弊害として今言われたように若手職員の離職であったり、メンタル不調を起こしたり、体調不良が起きたりとかということも発生してきておりますので、そういった人員削減にかかる計画、定員適正化計画というのがございますけれども、これを今までは減らす一方の計画でございましたけれども、昨年、一昨年ですか、改正をしまして、定年延長の絡みもあったのだが定数を少し増やす計画にも変えております。現状は増やした適正化計画の人数に合うように採用を行っていかうという努力をしているところでございます。

ただ、先ほどの答弁の中にもありましたように、実際採用試験をしてみると、その計画にすら届かないという状況も見受けられ、今年に限って言えば令和6年7月1日の採用を行ったり、令和6年10月1日採用を行っているというのが現状の対策でございます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 対策をとっておられることはよくわかりました。やはり、もう1つあるのが職場の雰囲気といったところもあろうかと思えます。そういったところもしっかりと見ていただいて、今までは人数であったり人件費であったり量のところが主に見られてきていて、私ども議会でも量のところを取り上げることが多かったのではないかと思います。ただ、おっしゃるとおり、そこがかなり限界に達してきていると、そういうところはあろうかと思えます。そこでこれからは質を見ていくと、もちろん無駄なお金をかけるわけにはいかないんですけども、お金をかけた分だけの質が、こういう言い方したら語弊もありますけれども、やはり質の高い職員の方が自分のパフォーマンスを最大限に発揮できるような、そういう職場を目指して行っていただきたいです。

そういったことができれば、若手職員の方の離職というのかなり改善されてくるのではないかなという、そういう気持ちがございます。今この場で、こういったことをやりますというのはなかなか言いにくいと思うので、そこはこれからしっかりと議論して行っていただきたいと思えます。そういった中で、私どもも若手職員の方の声などいろいろ聞ける場ができてくればとも思っております。

それで、今度は中途採用の条件緩和についてであります。今まで30歳だったものを35歳に

緩和して行っていますというお話でございました。ただ、そうやってもなかなか人数が、必要な人数が集まってこないという現実もあるという、そういうことを伺いました。

それで、やはり職種ですとか、その期待するスキルですとか、そういうものはあると思うのですが、年齢要件を、35歳を40歳だったり45歳だったり、もっと上げていく。そういうことは選択肢として考える余地がございますでしょうか、そここのところをお伺いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの中途採用に関する年齢要件のところの御質問でございます。ここは、なかなか現状の本町、公務員全体に言えることなんですけれども、給与制度との絡みもありまして、採用された職員の初任給という部分であり年齢の高い方が入ってきたときに、もともといる職員との給与面の差とかというところも考慮に入れないといけませんので、そういった面で今現状でなかなか40歳以上——40歳が限界かなと今思っているところです。今後、給与制度の改正の余地があれば、またその辺の上限の引き上げもやっていけるのかなと思いますけれども、今の現状での制度の中で上限年齢をこれ以上引き上げるというのは、なかなか困難なのではないかというのが現状の認識でございます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。私も会社員を長くやっています、やはり給与規定とかそれぞれの会社でありまして、そここのところいろいろな難しい問題があるというのは承知しております。特に行政でありますから、条例改正のようなことになるとなかなか大変な作業にもなってくると承知しております。ただやはり、これからいろんなものが高年齢化していく、町においても再雇用ですとかそういったものも一般化していつている。そういった中で、採用年齢の引き上げというのは、ある程度はこれから考慮していくべきではないかと思えます。これも少し協議していただいて、例えば採用と同時にそういった給与面を平準化するというのではなくて、幾つかの段階を経て、何年かの間で平準化していくとか、例えばそういった考えですとか、その辺をほかの自治体であったり団体の事例も参考にさせていただいて、検討していただければと思います。

とにかく即戦力の確保ということが大事でありまして、それがやはり町民に対する住民へのサービスの向上につながっていきますし、住民の満足感の向上にもつながっていきますので、そここのところはぜひ検討して続けていっていただきたいと思えます。

それから、会計年度任用職員のお話なんですけれども、今フルタイムで働いておられる方が19名おられるということでした。この19名の方というのは、正職員の方と同じような業務をしておられるという認識でよろしいでしょうか、そここのところをお伺いしたいと思います。同程度の内容の仕事をしているかということでございます、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山根議員のフルタイム19名の方が正職員の方と同等の仕事をしているのかという御質問であったと思います。

それぞれの部署で必要な人材を募集して、会計年度任用職員として雇用しておりますので、フルタイムイコール正職員と同等かと言われると、そこはなかなか同等であるとか、同等ではないという発言、回答は致しかねますけれど、やはり必要な人材であるということには間違いございません。

ですので、その方をフルタイムで雇用しているということで御理解をいただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 私の質問も少し乱暴だったのかなという気が今いたしております。フルタイムの会計年度任用職員の方が19名おられるというのは、19通りの働き方がきっとあるんだろうなというのは思います。

そういった意味では、少し乱暴な質問だったのかなという気が今いたしているところでございます。

しかしながら、今町長の答弁にもございました、もちろん試験は受けてもらわないといけないんですけども、きちんと条件を満たして、希望があれば登用ということにも、しっかりと応えるようにしていただきたいと思います。

特に、一件一件について答弁されることはできないとは思いますが、長期間フルタイムで働いておられる方というのが、やはり希望があって条件がそろえば、それは正職員に登用する、そういうことはやはりあっていいのではないかと思います。

やはり長く働いているというのは、それだけ経験を積んでいることで、例えば、その方と入れ替わって、同じようなパフォーマンスができるようになるまでには何年か必要になるということがございます。

ですから、総合的に考えると、そういった道というのもこれから考えていっていただきたいと思います。

そろそろ終わりますけれども、パートタイムで214名の方が働いておられる。それはそれぞれの方の人生であったり、いろんなお考えがあつてのことですから、そのことはそれでいいと思いますし、そういう採用形態があるのは問題ないと思います。

ただ、そういった方の中からも、正職員への登用を考えられる方がいらっしゃいましたら、ぜひそういった希望を可能な限り応えられるような、そういう体制というのはこれからもつくっていただきたいと思います。

中途採用の条件拡大というのは、そういうことにもつながってくると思いますので、ぜひ引き

続き御検討ください。よろしくお願いたします。私からは以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、栄本忠嗣議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号2番、栄本忠嗣です。よろしくお願申し上げます。

まず1つ目の質問ですが、高齢者等のごみ出し支援をについてお聞きします。

高齢化が進む周防大島町では、1人でごみ出しを行うことが困難な高齢者が増え、町内の介護従事者であるケアマネジャーや訪問介護員から、行政によるごみ出し支援をとの声を多く聞きます。

現在、町内のごみ出し支援につきましては、社会福祉協議会が行っている有償ボランティアに登録されている方が支援している地域や、ごみ収集ステーションへ数日前からごみ出しができる地域は、要介護者や要支援者のお宅に訪問した担当のケアマネジャーや訪問介護員が行い、特に問題なく機能されておると認識しております。

このように現在の体制で問題なく機能されている地域はよいのですが、中にはごみ収集ステーションへのごみ出しが当日の朝と決まっている地域もあります。介護従事者が訪問し、食事や入浴などの日常の支援をすることで、要介護者、要支援者が在宅生活を継続していくことは可能となりますが、収集日当日の朝のごみ出しについては、勤務時間外となり地域によってはかかわれないことがあるようです。

そのような地域では、民生委員の方や近所の方が支援しているケースもありますが、収集日当日の朝の限られた時間内にごみ出し支援を続けていくことは、地域にお住まいの方々の高齢化も進み、負担となっているケースもあるとお聞きしております。

そこで、山口県内でも、岩国市、防府市、山口市、宇部市、下関市、和木町などで実施されている高齢者等ごみ出し支援事業というものがあります。この事業はそれぞれの市町で要件や取組内容に多少の違いはありますが、在宅で生活している要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らが決められたごみ収集ステーションへ出すことが困難な世帯を対象に、決まった曜日に個別訪問し、玄関先に設置された専用ボックスからごみの収集を行います。また、ごみの排出が

ない場合は、声かけを行い、安否確認も一緒に行うことができるというすばらしい制度です。

ぜひ、現在取り組んでいる他の市町を参考にしながら、本町独自の高齢者等のごみ出し支援制度を導入することが必要であると考えますが、執行部の見解を伺います。

続きまして、2つ目の質問ですが、介護従事者就労定着支援事業の進捗についてお聞きします。

以前より、介護職の人手不足について、周防大島町はもとより日本の国全体が抱える大きな課題ではありますが、さらに令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、以前の日常生活に戻った業種とは異なり、介護職に関しては、いまだに仕事以外でも過ごし方に制限がかかることが多く、特に20代、30代の職員は、他の職種に就職している友人たちが自由に生活できているのに、自分たちはまだ制限を受けなければならないのかと悩み、そのことが異業種への転職の理由であるということをお聞きしております。

以前は、介護施設から別の介護施設へと福祉業界の中で転職する事例が多かったのですが、現在では制限のない異業種へ転職する方が増え、町内の介護事業者は本当に危機を感じておられます。

そのような大変厳しい状況の中、本町では令和6年度から、介護従事者就労定着支援金という介護人材の確保・定着を図るための新たな試みを実施されております。

この支援金は、町内の介護事業所に就職した有資格者の介護従事者に対し支援金を支給する介護人材確保事業ですが、町が新たな試みをして町内の介護職の人手不足に向き合っていただくことは、大変ありがたく心から感謝を申し上げます。

そこで、せっかく導入された支援金ですので、きちんと周知され有効に活用されているか、現在までの進捗をお伺いいたします。

- 1、実施されてから現在までの申請件数
- 2、支援金の周知方法
- 3、進捗状況を踏まえながら、さらなる支援策の協議予定は

以上、3項目について執行部の見解を伺います。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員より2点の御質問をいただきました。

まず1点目の高齢者等のごみ出し支援をとの御質問にお答えをいたします。

栄本議員から御指摘がありましたとおり、本町は高齢化が著しく、高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯においては、ごみ出しが難しい状況の方がおられ、在宅介護サービスのケアマネジメントにおいても、ごみ出しの支援をどうすればよいか課題となることも多くあります。

従前から周防大島町社会福祉協議会においては、住民参加型有償サービス事業たすけあいにより、有償ボランティアを活用し、ごみ出し支援を実施しております。

この有償ボランティアをごみ出しに活用している事例が、令和5年度で24世帯、1,044件あると確認しておりますが、ボランティアとして登録してくださっている協力会員との実施の日時や場所などのマッチングができず、対応できないケースもあるとのことでございます。

そこで、本町では、生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーター事業と生活支援ボランティア養成研修を社会福祉協議会へ委託し、令和4年度・令和5年度は、年2回、高齢者のごみ出し支援をテーマにボランティア養成講座を開催いたしましたが、有償ボランティアへの登録につながったケースが、講座1回につき1から2名程度と少なく、十分な結果が得られていないのが現状です。

本町の人口減少と高齢化は、今後も進むことが予想されており、支援を担うボランティアを引き受けていただける方も、今後さらに少なくなると思われまます。他の市町の事例を参考に、健康福祉部及び産業建設環境部において協議を重ね、新たな施策の導入を検討したいと考えております。

続きまして、2点目の介護従事者就労定着支援事業の進捗はとの御質問にお答えをいたします。

本町では、コロナ禍において高齢者への感染を防ぐため、自らの日常生活に他の業種に比べて多くの制限を設けざるを得ないという介護従事者特有のストレスから、離職が相次ぎ、それにより事業の休止・廃止に追い込まれた介護事業者もでございます。

そこで、今年度から、介護人材確保事業として介護事業者就労定着支援金制度を創設し、有資格者で常勤として町内の介護事業所等へ就労した方に対し、学校を卒業して初めて就労する新卒就職者には10万円、他の業種からや、町外の介護事業所等からの転職による転職就職者と、1年以上のブランクを置いて復職する復職就職者にはそれぞれ7万円を支給することといたしました。

また、災害やパンデミック等が起こった際の町内の介護サービスを安定して確保するため、介護従事者の本町への転入を促すため、就職後1年以内に本町へ転入した方にさらに5万円の転入加算を支給することといたしました。

現在までに3件の申請があり、いずれも転職就職者への7万円の支給で、町外の介護事業所からの転職が2件、他の職種からの転職が1件となっております。

次に、この支援金制度の周知方法についてですが、令和6年5月に本町ホームページへ掲載するとともに、本町への通勤圏内にある公共職業安定所、ハローワーク岩国・徳山・下松へはリーフレットを送付し、ハローワーク柳井へは職員が直接訪問し、担当者へ事業説明を行いました。そして、公益財団法人介護労働安定センター山口支部へもリーフレットを送付しました。

令和6年8月には、山口県立周防大島高等学校福祉専攻科——こちらは久賀校舎にございます。及び普通科——こちらは安下庄校舎にございます。こちらへも職員が出向き、進路指導を担当す

る教員の方に説明をさせていただいております。

また、町内の介護事業所等へは、今年度からの新事業、地域医療・介護連携推進事業にて、関係機関の情報連携ツールとして活用を推進しているビジネスチャットにおいて、この支援金事業についての情報を発信しております。

次に、さらなる支援策の協議予定についてでございます。

現在、支援金を申請していただいた方々を対象に、この支援金制度をどこで知ったのか、この支援金制度が町内介護事業所等への就職のきっかけになったかなどのアンケート調査を行っております。

また、今後は、各介護事業所等へもアンケート調査等を実施する予定でございます。こうしたアンケート調査等を参考にして、この支援金制度の効果を検証してまいります。

○議長（小田 貞利君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） まず1つ目に質問した高齢者等ごみ出し支援についての今の答弁の中で、協議を重ね、新たな施策の導入をというようなお答えをいただきました。これは大変ありがたいお答えでございます。まずは、やはり一番にしっかりと庁内で、行政で課を横断して話合いの場を持っていただくというのが一番大事だと思います。

私、岩国市の高齢者等のごみ出し支援を導入した担当課に問合せをさせていただきまして、いろいろお話を伺ったんですが、協議会を立ち上げていろいろ話を行う中で、今現在のごみ出し支援を導入するまでに約2年かかったというようなお話をいただきました。他の市町も何件かお聞きしたのですが、やはり2年から3年はかかっているということは、今からすぐにお話を始めていただいて、導入すると決めても2年から3年はかかるのではないかとといういろいろな問題もありますので、できれば早く課を横断して話合いを始めていただきたいと思います。

ここで、自分が他の市町でお聞きした内容を事例としてあげさせていただきます。

まずは、和木町でございます。人口が令和6年8月31日現在5,776人。このごみ出し支援の対象世帯の要件を設けておられます。1、要支援・要介護の世帯、2、障害者手帳1級・2級を持たれている方、療育手帳Aをお持ちの方。また、その他町長が認める方ということで、月500円の手数料で支援を行っておられまして、対象者は12名ということでした。

次に、岩国市ですが、令和6年9月1日現在、人口が12万5,174人で、対象世帯の制限ですが、1、要介護3以上ということでございます。2、身体障害者手帳1級・2級、3、療育手帳A、4、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、5、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病認定がある方ということでございました。岩国市は無料で行っており、支援を受けている方は16名ということでした。

最後に、防府市では、令和6年8月末現在11万3,356名の人口で、対象世帯は、1、要

支援・要介護世帯、2以降は、岩国市と一緒に内容でございました。そして、支援を受けている方は40名ということでございます。

面積や町全体の交通事情、行政の仕組み、取り組み、いろいろ違うと思うので、一概にこれがあてはまるとか、これだけ人口の多いほかの市でも少ないから、周防大島町では対象者は少ないのではないかというわけではありませんが、やはり他の市町の人数を考えると、周防大島町でも要件を定めて、その要件次第ではありますが、そこまで莫大な数にはならないのではないかと考えられます。逆に、制度をつくったがあまり申込みもないということも考えられます。

それで、やはり予算を少なく、リスクなく、人員を無駄にすることなく、私がちょっと提案したいのが、やはり今のデマンド交通のように、まずはこの周防大島町でどこが一番必要な地区であるか調査をしていただき、そして地区を決め、実証実験をしていただく。そこであまり対象者がなくて、きちんと今までの条件で回っているんだよということでしたら、私はこれは必要ないと思うが、やはりそこでそういう制度があるなら試してみようとか、今まで頼めなかったけれどとか、民生委員がもう続けるのが大変だったけれど、これはぜひこういう制度ができたんならお願いしたいとか、そういう地区も出てくるのではないかと思いますので、まず調査をしていただく。そして地区を決めて実証実験のような形で、リスク少なくはじめていただくということをぜひ提案できたらと思います。

また、私は、これを1つの例としてあげましたので、自分があげた例以外に協議していただいて、この形がいいのではないかというのがありましたら、そちらを採用していただけたらと思います。

この協議に関して、私もですが、現在、ごみ出し支援にかかわられている民生委員の方や有償ボランティアの方、それぞれの地域の関係者、福祉関係者の意見をしっかりと取り入れて、しっかりと協議をはじめていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、介護従事者就労定着支援事業の進捗に関してですが、先月までは私、内々にいろいろお聞きすると、申込みがないとお聞きしていたので、これはきちんと周知されていないのではないかと心配しておりまして、それでこの質問をしようと思いましたが、先月、一気に3件申込みがあったとお聞きして、だんだん周知されているのかなと安心したんです。

先日、町内の福祉事業者の採用担当者にお話を聞く機会がありました。その方が言うには、最近採用した2名に関しては、この支援金の制度を知らなかった。採用されてから支援金をもらえると聞いて、これはラッキーであった。知らなかったが、そういうお金がもらえるんですかと言われていたそうです。そのうちの1名は、申請されたけれど、もう1名の方は申請したかどうかは確認を取っていませんということでした。

その採用担当者から言われたのが、せつかく町に考えていただいた新しい制度なので、もっと

しっかり周知していただいて、周防大島町の福祉施設に勤めたいと思わせる強みであり、そのきっかけにしてほしいという御意見がございました。

現在、答弁のほうで、ハローワークや周防大島高等学校の福祉専攻科への周知というお話だったかと思いますが、例えば、県内の市町で行われる就職説明会や移住説明会、山口県内・県外の福祉専門学校、近隣の県外の福祉専門学校への周知などもはじめてもらえないでしょうか。

そしてまた、これも福祉関係者からお聞きしたのですが、その方のお子さんは、ちょうど就職を考えている世代で、インスタグラムやT i k T o kから就職するための情報を集めているようです。ほとんど同世代の方、そういう情報をSNSで見ているということでした。

これは、自分にはそういう知識がなくて本当にありがたい御意見で、そういうリアルタイムの情報というのは、やはりそういう親御さんが知っておられて教えていただいたという形になります。その際に調べてみると、大島看護専門学校も専用のインスタグラムで生徒募集を発信しているとお聞きしました。

ぜひ、このように周知場所の範囲を広げる、そしてSNSの発信にも取り組むというお考えはないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 栄本議員の御質問ですが、周知方法を広げていくというのは、すごく大切なことだと思いますので、町も検討を、前向きな検討をしていきたいと考えております。

それと、町から周知するだけではなくて、より効果をあげるために、各介護事業所等のホームページやSNSにも、この事業をそのようにあげてもらえるように働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 御返答ありがとうございます。前向きな検討という言葉を含めいただきましたので、本当に検討に終わることなく、ぜひ、せっかく新しくはじめていただいた支援金の事業ですので、町内の福祉事業者も自ら取り組むことも大事だと思いますし、さらに担当課も積極的に発信をし、今までの枠込みを超えてSNSなども使って、周知場所も増やし、SNSの発信もするという新しい取り組みをしていただきたいと思います。

この支援金のおかげで、本町の介護職の人手不足を解消する大きなきっかけとなったと言われるように、枠にとらわれずしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、現在、既に町内の福祉事業所で働かれている方から、新しく就職する方も大切なのですが、この苦しい状況で頑張っている町内の介護従事者にも支援をという意見も多くいただいております。新しい試みをはじめていただければいいので、あれもこれもというのは大変心苦しいので

すが、その点も、今後ぜひ協議していただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、藤本町長から、今回の私の一般質問を踏まえての今後の福祉施策についてのお答えをいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員からこのたびいただいた質問は、やはり高齢者のごみ出しの問題、そしてこの介護人材の確保という、この周防大島町で生活を続けるうえで、やはり皆さんが年を重ねていくという中で、その安心をいかにつくっていくかという重要なテーマであると思っています。

そして、まずこの高齢者のごみ出しということについてでありますけれども、こちらは、私もあらゆる町民の皆さんから、ごみ出しの手助けというようなこと、そしてまたごみをごみステーションまで運ぶのがなかなか大変であるというようなお話は、私も住民の皆さんから直接伺うところでございます。

答弁でもお答えをいたしましたけれども、やはり有償ボランティアに多くの皆さんが参加してくだされば一番のことかと思えます。

そのような中でありますが、地域によっては、今、民生委員の方が高齢者のごみ出しの支援をされているというようなこともございます。そういった特定の方の負担ということではなくて、町としてもというようなことを栄本議員からも御提案をいただいているところであります。

和木町や岩国市、また防府市でも取り組まれているこのごみ出し支援の事業であろうかと思えますけれども、こちら、周防大島町においてはどのぐらいの方が御利用の対象になるのかということもあわせて、その想定の人数がどのぐらいになるのか。そうなった場合に、どういった形の構えでこの事業を行っていけばいいのかということ、まず町ですっきりと検討してみて、具体的に動かすためにはということで検討を重ねてまいりたいと……（「マイク」と呼ぶ者あり）思っております。

そして、もう1件のこの介護人材を確保するための介護従事者就労定着支援事業ということで、こちらの介護の人材に限らず、町内においてこの人材不足というお声が多く聞こえてくるところでございます。中でもこの介護事業というのは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響もあって、その介護の現場で働かれる方というのは、感染に非常に気をつけなくてはいけないので、平素の生活からかなり制約がある。それがストレスになって離職が増えているというような状況も聞いているところでございます。

そういった観点から、ぜひともその介護従事者定着支援の取り組みをとということで、このようにさせていただいたところでございます。それが栄本議員御指摘のとおり、やはり周知が足りていないのかなということもありますので、これはさらに周知を重ねていくということであります。

今、中村健康福祉部長からも答弁がありましたとおり、やはりSNSをしっかりと使ってということでもあります。

私もふだんから思っておるんですが、町でせっかく行っている取り組みをやはり町民の皆さんに知っていただけていないというケースがかなり多いなということがあります。せっかくの取り組みでありますから、町民の皆さんにいかに効率よく知っていただけるかということに努めてまいりたいと思いますし、その1つにやはりSNS、もちろん大事であります。

そして、さらには、これは原始的でありますけれど、やはり口コミとかそういったことが大事で、町で取り組んでいるこの取り組みを町民の皆さんが様々に口にしながら、ここはこうだよね、もっとこうなったらいいよねと町民の皆さん同士でお話になれるような、そんなやり取りが増えていくといいなと私も思っております。

そのようなところからも、議員御指摘のとおり、しっかりとこちらの事業の進捗を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、栄本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、再エネへの期待と不安にどう答えるか、こども家庭センターの設置は？について、この2本立てとなります。

まずは、再生可能エネルギーについて、期待と不安の両面からお伺いしたいことがございます。

来る令和6年9月29日に、町主催でゼロカーボンフェスタが開催されます。このイベントの中で、町長による周防大島町ゼロカーボンシティ宣言が予定されていると伺っております。これは国が目指す2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを、町、町民、事業者一丸となって目指すことを宣言するものと認識しております。

ゼロカーボンシティ宣言は、4年前の2020年9月時点では、全国で4つの自治体が宣言していたにすぎない宣言で、先進的な取り組みというイメージも強かったです。しかし、それから脱炭素という視点は、あらゆる分野で念頭に置かなければならない要素となり、2024年6月時点では、全国の市区町村のうち、62%にあたる1,066自治体が表明しております。

ちょうど1年前の一般質問で、私は周防大島町らしい脱炭素に取り組むということをご提案させていただきました。そこから前向きに検討いただき、今回の宣言につながり、今後取り組みが具体化していくことに大変期待をしております。

様々な行政課題を抱える中で、脱炭素は、今まで優先順位が低く感じられてきたのかなと思ひ

ます。しかし、脱炭素は単なる課題というより、様々な分野に関わっており、様々な課題を解決していくための1つの有効なツールになり得ると私は考えております。

その一例としてあげたいのが、太陽光発電のような再生可能エネルギーを地元で生産・消費する仕組みができれば、災害時の備えになるということです。特に周防大島町は島です。地元で生産される電気を地元で使えるようにしておけば、本土からの電力供給が万一途絶えたときの支えになります。

よその事例を参考に調べてみますと、環境都市として知られる長野県飯田市では、中部電力株式会社と協定を結び、地域マイクログリッドの構築をはじめておられます。

地域マイクログリッドを簡単に説明させていただきますと、地域内で小規模な発電施設を連結してエネルギーを供給するシステムで、ふだんは通常の電力会社の電線から電力を調達しますが、災害や停電などのときには、そのネットワークを切り離し、地域内のネットワークに切り替えてエネルギーを自給自足することができるという仕組みです。

災害時の備え、エネルギーの地産地消による経済効果などを考えると、再生可能エネルギーのより一層の導入は、地球温暖化防止という地球規模の貢献だけではなく、より身近で直接的なメリットがあると考えています。ただ、太陽光パネルが町内に増えても、地域内で使えるようにするには、そのための配電線の整備なども必要になってまいります。

そこで、電気の地産地消という観点から質問したいことが、次の2つです。

1つは、建物の屋根に設置されている太陽光パネル以外で、町内で消費できる太陽光発電所が町内にどのくらいあるのか、把握されているのかどうかも含めて伺います。

もう1点は、現在、町は、太陽光パネルを設置する民間事業者の一部の庁舎の屋上を貸し出しておられますが、事業者とは非常時に電気供給をしてもらえるような協定を結んでいると聞いています。それは設置されている庁舎のみへの電気供給なのか、周辺地域にも供給できるのか、そちらを伺います。

一方、再生可能エネルギーの導入が加速することに対しての不安もあります。再生可能エネルギー施設の設置のために土地が改変され、景観の悪化、土壌流出、パネルの不適切な廃棄等を心配する住民の声が全国各地でもあがっております。

近隣の岩国市ではメガソーラーに関して不安が広がり、住民運動や議会の働きかけもあり、条例が制定されました。岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、こちらは令和5年12月25日に制定され、令和6年1月1日に施行されております。

また、令和6年4月1日施行の改正再エネ特措法では、事業規律が強化され、トラブルを未然に防ぎ、地域と共生することが具体的に求められるようになりました。そういった法改正を経てもなお、再生可能エネルギー施設の設置にあたり、住民の安心・安全を確保するために、事業者

に対し、きめ細やかな対応を定める独自の条例を新たに制定する自治体が後を絶ちません。

こういった全国的な状況を踏まえて、町内の太陽光発電施設に関する町の認識について、2点質問をします。

町は、太陽光発電施設の設置状況、場所や規模、設置者、責任者等を把握しているかどうか。もう1点は、環境保全や住民の安心・安全のために、太陽光発電所の設置について条件を付すような条例の制定を今後検討するかどうか。以上の2点、よろしくお願いします。

次に、もう1つのこども家庭センターの設置について、3点質問をいたします。

今年度は、周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画の最終年度で、現在、来年度からの次期計画の策定が進められている最中だと思います。現行計画が策定されてからの5年間で、子育て環境を取り巻く状況は大きく変化しております。

全国的には、コロナ禍、こども家庭庁の設置、児童福祉法の改正、物価高騰など、本町について見ると、複数の保育園の閉園や小学校中学校の統合などがございました。子育て環境がより厳しくなっていると感じております。

一方、本町では、妊娠・出産・子育てのあらゆる段階に対して様々な支援策が展開されてきています。保育料無償化、小中学校給食費の無償化、高校生まで医療費無償化といった経済的支援が目立ちますが、令和6年度は、大島病院の産婦人科開設をはじめ、子育て世帯も妊娠・出産・育児の様々なステージで、きめ細やかなサポートができるように事業が工夫されていると感じております。

ただ、面積が広く集落が点在する周防大島町では、子育て世帯も点在しています。さらに移住者のファミリーをはじめとして、いざというときに頼れる親族が近くにいない家庭も少なくありません。子供の人数、子育て世帯の数は少なくとも、抱える悩みや困り事は多岐にわたっております。

令和6年4月1日から施行された改正児童福祉法の中で、市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。このこども家庭センターは、全く新しい業務が発生するというよりは、従来の母子保健行政と児童福祉行政を統合し、両分野の一体的な運営によって、出産前から子育て期にかかる支援を切れ目なく行うということが大きな役割とっております。

新しいこととしては、支援が必要な対象者へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら支援体制を強化するために、地域資源の開拓を行うことなどがあげられております。早い自治体では、今年度から既にこども家庭センターが設置されていますが、本町にはいまだ設置されておられません。

そこでまず、現在、こども家庭センターの設置に向けてどの程度検討が進んでいるのか伺います。

次に、こども家庭センターが内包することになる母子保健・児童福祉を担う部署が、現在別々の場所にあります。母子保健を担う子育て世代包括支援センターOhanaは日良居庁舎の健康増進課に、児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点は安下庄のたちばなケアプラザの福祉課にございます。

今後、こども家庭センターを設置するとなると、少なくとも現在のこの2つの窓口が1か所になることが必須と考えます。庁舎配置も含めた組織改編について構想があるのか、お伺いします。

最後に、こども家庭庁が示すこども家庭センターガイドラインを読みますと、センターの役割の中には、次のようなことも示されております。

子育て支援に関する地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、地域資源のネットワークを形成していくなかで、既存のサービスや団体とマッチングをさせていく。また、財政支援等と結びつけることなどにより地域資源を開拓し、関係機関間の連携を強めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。

ここまでが引用です。

これは、ニーズが多様化し、それぞれの家庭が置かれている環境も様々で、行政のマンパワーも縮小する中、住民や民間団体とも力を合わせて課題解決に取り組まなければ、間に合わないということだと考えます。

山口県では、県が中心となって結成した、やまぐち子育て連盟が設立したやまぐち子ども・子育て応援ファンドを運用し、子育て支援団体等の活動を支援しております。その支援を受け、本町でも昨年令和5年度に、町内初の県認定のこども食堂が立ち上げられ、現在は3団体が活動されております。

ほかにも子育て世代の情報交換やイベント開催に取り組んでいるグループがあったり、従来から長く活動されている母親クラブもございます。こういった民間の方々との連携やボランティア活動の支援があると、活動が活発になり、より一層の効果が見込めると考えますが、今後の取り組みの構想があるのか、伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、白鳥議員の1点目の再エネへの期待と不安にどう答えるかとの質問にお答えをいたします。

地球温暖化対策として、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みが全国各地で加速しています。近年、本町においても地球温暖化の影響による海面上昇や異常気象など、様々な問題に直面しています。

本町の美しい自然と豊富な資源を次世代に残していくため、地域特性を生かしたゼロカーボン推進に向けた検討を進めていく必要性が高まっています。

まずは、町内で消費できる太陽光発電所が町内にどのくらいあるのか把握しているかについてでございますが、現在、本町では、施設面積が1,000平方メートル以下の地域内生産・地域消費のできる太陽光発電所は把握しておりません。

次に、庁舎屋上に太陽光発電を設置している事業者とは、非常時に電気供給いただけるよう協定を結んでいるとのことだが、それは地域にも提供されることになっているのかについてでございます。

こちらは、事業者と締結した協定では、災害や計画停電等により、一般電気事業者から施設に提供される電気が遮断された際には、当該施設に太陽光発電による電気を無償で提供するものとする。とされています。施設に提供される電力の使用用途については、被災状況等に応じて決定したいと考えています。

なお、状況次第でございますが、地域住民への充電スポットとして開放することも考えています。

次に、町は太陽光発電施設の設置状況を把握しているのかについてでございますが、施設面積が1,000平方メートルを超える規模のものについては、周防大島町環境保全基本条例の届出対象となっておりますので、詳細を把握しています。

環境保全基本条例の中で、開発方針及び開発計画を書面によって町に届出し、開発方針及び開発計画に関する事項、土地の造成に関する事項、環境保全に関する事項、廃棄物の処理等に関する事項について協定を締結しなければなりません。

また、経済産業省資源エネルギー庁が公表している事業計画認定情報公表用ウェブサイト、こちらを通じて新設する事業者については届出を促しております。

次に、町の環境保全や住民の安全安心のために、設置について条件を付すような条例の制定は検討するのかについてでございます。

本町には、先ほど申し上げました周防大島町環境保全基本条例がありますが、昨今の異常気象による自然災害が多発していること、また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正を踏まえ、それらに合わせた条例等の制定も検討していきたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 白鳥議員の2点目、こども家庭センターの設置は？の御質問にお答えいたします。

こども家庭センターは、令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法により、市町村への設置が努力義務化され、母子保健・児童福祉の両機能を一体的に有し、全ての妊産婦・子育て世

帯・子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関と規定されております。

県内のこども家庭センターの設置状況をみますと、約半数の市町で既に設置されており、未設置の市町についても、令和7年度には多くの市町で設置予定となっております。

本町の現状は、母子保健業務を日良居庁舎の健康増進課で、児童福祉業務をたちばなケアプラザの福祉課で、それぞれ所管しており、部署が離れているため、両方の相談を受けたい住民の方々には、御不便をおかけしているところでございます。

現在、母子保健と児童福祉が一体的に機能し、包括的な支援を行えるよう、組織・機構の変更について、検討・協議を行っているところです。

詳細につきましては、現在協議中であることから、この場では差し控えさせていただきますが、法の趣旨に沿うことはもちろん、住民ファーストを一番に、前向きに検討・協議を進めてまいります。

また、同センターの役割として、民間団体との連携による支援体制の強化が不可欠とされています。センター設置となれば、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築も必要となり、こども食堂、訪問支援事業、保育所、母親クラブ等民間団体との連携強化を図りたいと考えております。

なお、連携強化を図る民間団体の1つであるこども食堂の役割については、貧困家庭への援助もありますが、様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校に次ぐ第3の居場所となり得るものとして、重要な役割を担っております。県内で190を超えるこども食堂が立ち上がり、町内でも3団体が活動しており、さらなる広がりが想定されております。

県では、これらの団体に対して助成を行っており、県内の市町においても助成制度を創設する自治体が増えています。今後、本町においても同センター設置と並行して、こども食堂支援も検討していきたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。

それでは、今の回答を受けまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、再生可能エネルギーについての御回答に対する再質問からさせていただきたいと思えます。

現在、周防大島町では、町内の太陽光パネルで発電された電気が、どのぐらい町内で消費できるものかは把握されていないということでしたが、今後、そういったものを増やしていくべきだと、周防大島町としても考えられるのであれば、把握に努めたり、今後設置されるものにつきましては、情報収集されるべきなのではないかと思っております。

町内で消費できる再生可能エネルギーの、民間も含めた施設を増やすことについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の、先ほど町長の答弁の中で1,000平米以下の部分は把握できていないということを申し上げました。

これから、太陽光発電が増えていくと想定される中で、その部分は改良していくべきだと思っております。

実際に再生可能エネルギー電子申請サイト、経済産業省の資源エネルギー庁が公表している部分があるんですが、これは一般の方は詳しくは見れないんですが、地方公共団体は経済産業省に対して申請をすれば、パスワード等を与えられて、所有者の氏名であるとか、設置者の氏名、連絡先等まで見ることができるようになっております。

遅ればせながら、現在、本町も申請中でありまして、そういったものを利用して、全町把握に努めたいと思っております。ただ問題とすべきは、ここに登録することも義務化ではないので、ある程度の数量でしかないかなとも思いますが、その辺はうまく利用していきたいと思っております。

それから、今後、太陽光発電等を増やしていくのかということですが、自然的に増えていくとは思っております。再エネ特措法の改正もそうですが、若干ハードルを高くしてきているなど、自然への影響、それから地域住民への影響を考えれば、当然のことかなと思います。

町の方針としては、増やすも抑えるも今のところはどちらとも言えないというのが正直なところでして、先ほど田中議員の一般質問の中でお答えしましたが、いわゆる盛土規制法も山口県が令和7年4月1日から、区域を設定して運用開始するということですので、その辺の影響もある程度出てくるだろうと思っております。

ただ、白鳥議員の御質問の中にもありました、私は何とか、いわゆる太陽光発電の地産地消ができないかというのは、ぜひにも進めていくべきだと思っております。かなりハードルは高いですが、目指していくべきではないかなと思います。

町内に太陽光発電がどんどん増えても、その電気を外へ出してしまっている。これ世界的には、日本全国的にはいわゆるカーボンニュートラルですけれども、周防大島町にとって太陽光発電が増えるだけで、カーボンニュートラルなのかという思いが非常にあります。

だから、太陽光発電に限定するわけじゃないですけれども、じゃあ周防大島町としてカーボンニュートラルって何を考えていくのかということなんですが、今言った太陽光発電による地産地消がまず1つだと思いますし、例えばですけれども、ZEBとかZEHに対して支援をしていくとか、自宅の屋根に太陽光パネルをつけるときは、ある程度の支援をするとか、今の状態は、それ

が周防大島町にとっての本当のカーボンニュートラルを目指す方向ではないかなと思っています。

ですから今、御質問の趣旨には沿わないかもしれませんが、太陽光発電パネルを増やしていく、ただやみくもに増やしていくのは非常に難しいと思いますし、段階を追った手順が必要だと思っているところです。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

今、瀬川産業建設環境部長が言われたように、既に耕作放棄地でありますとか、家が解体された空地、またなかなか見えないところの山林などにも、周防大島町でも至るところに気づけば太陽光パネルが設置されているということが最近でございます。

おっしゃるとおり、例えば施設が町外事業者の所有で、電力も町外に売られているだけとしますと、町は固定資産税が入ってくるでありますとか、土地の所有者は土地を貸しているのであれば賃料が入ってくるとか、草刈りの手間が省けるというメリットはもちろんありますけれども、それ以上の先ほど例を示したような効果は見込めないと思います。

今後はなるべくこれから設置される事業者の情報は早めに察知して、もし協力していただけるような事業者さんがありましたら、働きかけを強めていただけたらと思っております。

次に、庁舎の屋上に太陽光パネルを設置するために貸している事例につきましては、もしものときには無償でその電力を建物に供給していただけるということをお伺いしました。

また、その電力は状況によっては周辺の住民の電力供給スポットとしても開放できるのではないかとこの前向きなお答で、大変ありがたいことだと思っております。

また、こちらの太陽光パネルは結構前から置かれていると思うんですけども、例えば何年契約で、また更新をされるというような仕組みなのかどうか、教えていただけたらと思えます。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の白鳥議員の今の御発言の中にあつた、庁舎屋上に設置している太陽光パネルですね。停電の際に庁舎に電源が供給されるということで答弁をしたんですが、もう少し具体的に言いますと、そこに付けられているコンセントに太陽光の電源が供給される。庁舎全体にというイメージではないですね。

専用のコンセントがあつて停電時に、そこに電源が供給される。ですから先ほど災害時、被災、停電時なんかの住民の方への充電スポットの提供というのは、例えばそのコンセントからケーブルを引っ張って行って、開放的に充電スペースとしての場を取るとか、そういった方法が考えられるのかなというふうに思っています。

それから、太陽光パネルの契約の締結日は平成27年1月9日に契約をしております。事業期間は20年間ということで契約をしております。それ以後はまた更新ないしということになるう

かと思えます。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 非常時の電源供給について補足での御説明ありがとうございました。

また、契約については20年ということで、まだ大分契約期間が残っているということが分かりました。今後、まだまだ庁舎は本町はたくさんありまして、屋上もたくさん余っております。もし、今後またそのように場所貸しということを検討されるのであれば、こちらは提案になるんですけども、最近ではP P Aという方式による庁舎への太陽光パネルの設置を進めている自治体も増えております。

これは、公有財産の屋上や土地を事業者に貸して、パネル自体はその会社が設置をするのだが、発電された電気は普段も自治体が購入して、普段から使うという仕組みと伺っております。

こういった仕組み、P P A方式での太陽光パネルの設置、公有財産の賃貸が進めば、先ほど言ったような町内でのゼロカーボンに、より近づくことができると思いますので、今後そういった話も検討していただけたらと思います。

次に、不安のほうの再質問に移りたいと思います。

1,000平米以上の規模のものについては、環境保全基本条例で制約がございまして、事前に計画が出てきたり、協定を結ぶということがわかりました。それより小さい規模については、特に現状何もないというようなところなのかと思います。小さな発電所というのは住宅や畑に隣接しているところが多く、異変には、何かあったときは周辺住民も気づきやすいと思います。

ただ、比較的大きな発電所などは山の上などにあつて、災害時など人の目につきにくい場所もあるのではないかと思います。町は、もしものときの事業者の連絡先というものを知っている必要があると考えますので、今後そういった連絡先の整備というものを進めていただけるよう要望をさせていただきます。

続きまして、条例の制定についても、今後は検討していきたいということで、御回答をいただきました。

周辺の状況や全国的な状況を見ましても、少し住民との間でトラブルが起きたり、懸案が起きてから制定を急ぐというところが多いのではないかというふうに思っております。

本町がそうならないためにも、早めの段階でどういった規模の、どういった規制といたしますか、どういったことに配慮して太陽光パネルを設置していただくのがいいかというのを十分議論して、本町にあった条例の制定を検討していただけたらと思います。

続きまして、こども家庭センターの御回答に対して再質問をさせていただこうと思います。

全体的に、前向きに今ちょうど検討しているところだということで、県内のほかの今準備をさ

れているところの状況も聞くと、恐らく来年度には設置に向けた動きが見えるのかなと期待をしたところでございます。

私からも申し上げましたけれども、中村健康福祉部長からも、今2つの窓口が別々の庁舎にあるということで、対象の利用者の方々に御不便をかけていることが既にあるという認識を共有できたことは大変ありがたいと思います。

1つに窓口をまとめるということになると、どっちになるのかということがあるかと思うが、1つこれは提案ですが、安下庄のケアプラザの裏には、橘オレンジ児童遊園という、ちびっ子には大変人気の遊具が充実した公園がございます。

ただ、現状として草刈りが十分されていなかったりだとか、環境整備が日々使うには追いついていないようにも感じているところでございます。今後、こども家庭センターのような支援をする窓口が大きく1つになるということであれば、ぜひこういった公園の利活用や整備も一体として進めていただけたらと思いますが、そのようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 白鳥議員のこども家庭センターの設置場所についての質問にお答えをいたします。

今、こども家庭センターの設置に向けて、早期に設置ができるよう検討中でして、設置の場所としましても現段階では全く白紙で、協議中のところでこの場では発言はできないのですが、差し控えさせていただきますが、こども家庭センターの設置で一番有効な場所と考えるのが、やはり相談業務がしっかりできるスペースが確保できる、そして親子の方が来られて交流のスペースがしっかりとれる、そして母子の健診等も可能な場所、そして白鳥議員が言われたように児童公園が近くにあるような場所が、最適な場所と考えております。これらの要件を満たしたところを今検討中でございます。

当然ながら、今要件を満たしておりますケアプラザも候補地の1つではございます。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

現在、白紙で検討中ということでございましたが、今の候補地として要件は相談業務ができるスペースがある、交流スペースがある、母子健診もできる、子供が遊べる公園も近くにあると、そういったかなり充実した環境でのこども家庭センターの設置に向けて準備をいただいているということで、今後の動きに大変期待をしたいと思っております。

最後に、こども家庭センターの設置とあわせて、先ほど御回答の中にもありましたが、第3の子どもの居場所、また子どもだけではなくて地域の方々も含めた様々な方々の居場所として、こ

ども食堂の価値を町としても感じていただけているということで大変安心しております。

今後もそういった居場所が確保され、多くの方が使いやすい場所として、より増えていくような取り組みの支援について、町のほうも検討を進めていただけたらと期待しております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後 2 時 07 分休憩

.....

午後 2 時 20 分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、1 番、山中正樹議員。

○議員（1 番 山中 正樹君） 議席番号 1 番、公明党の山中正樹でございます。

通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

公明党は、今年で建党 60 周年、1964 年 11 月 17 日に誕生いたしました。建党に先立つてつくられた公明党の公明政治連盟の第 1 回大会では、党創立者は公明党の立党精神とも言うべき指針、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく。これが存在意義であります。いよいよ建党 60 周年を迎えて公明党の使命は、国民の生活の安定、幸福の実感ができ希望に満ちた社会をつくっていくこと。さらに、国際社会の平和を創出していくことだと考えております。

山口県の 6 町で公明党所属の町議会議員は、この周防大島町の山中だけでございます。責任を重く感じて、町民のために小さな声を聞き、住んでよかったと言ってもらえるように取り組んでまいります。

今回の一般質問は、まずはじめに、災害発災時の取り組みについてであります。

先日は台風 10 号が日本列島を直撃し、甚大な被害をもたらしました。ニュースが伝える言葉は、過去に例のない雨量と風でした。令和 6 年 1 月 1 日午後 4 時 10 分頃、石川県能登地方を震源とする強い地震があり石川県志賀町で震度 7 を観測いたしました。自然災害の恐ろしさを痛感する次第でございます。そこで公明党が発災直後から復旧復興に取り組む中で生まれたエピソードから 2 点、町政としてどのように取り組んでおられるかをお伺いしたいと思います。

1 つ目は、ブルーシート補助支援でございます。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準が 2023 年 6 月 16 日に改正、施行されましたが、行政としてどのように理解し、取り組んでおられるか御回答ください。

2つ目に、移動型トイレトレーラーの派遣についてであります。

被災地では、長引く断水でトイレ環境の悪化が大きな課題となっておりますが、行政の考え方と取り組みを教えてください。

続いて、海上釣り堀の運営についてであります。

公明党のホームページに県外から公明党を応援、支援する方から、行政が海上釣り堀を運営実施してはどうかという声が寄せられました。山口県でも4か所4件が登録されていますが、この運営について行政のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員の1点目の御質問、災害発災時の取り組みについてお答えいたします。

まずブルーシート補助支援についてでございます。

災害救助法は、災害が起きた際、被災者へ迅速な応急救助と保護を行うための法律で、災害直後から避難所の開設、物資や情報の提供、復興への救済など、被災者の生活を守るために定められています。令和5年6月の改正では、災害によって受けた屋根等の被害が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急措置を可能とするため、住宅の応急修理に住家の被害の拡大を防止するための緊急修理等が追加されています。

内容といたしましては、緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート——こちらがブルーシート、そしてロープ、土のう等を用いて行う修理に要する費用に対し、1世帯あたり5万円以内の補助を行うこととなっております。

本町においても災害に見舞われ、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに事業を実施し、被災者の救済に努めることとしております。

次に、移動型トイレトレーラーの派遣についてでございます。

現在、本町では、災害用トイレとして電動で稼働する簡易トイレを防災備蓄倉庫18か所に合計で75台ほど備蓄しておりますが、移動型トイレトレーラーにつきましては、現在のところ所有しておらず、購入も計画しておりませんので、被災地等への派遣も考えていないという現状でございます。

移動型トイレトレーラーは、避難生活が長期間となった場合におけるトイレ環境の課題解決の一手段として優れたアイテムではありますが、導入に際しては、費用や維持管理方法など、先行導入している自治体等の情報を収集するなどし、慎重に検討する必要があると考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 山中議員御質問の2点目の海上釣り堀の運営についてお答えいたします。

山口県に海上釣り堀が4か所あるとのことですが、フィッシングパークのことと御推察します。これらのフィッシングパークは、海上に突き出した栈橋から魚釣りを楽しむ施設と思われませんが、本町の棕野漁港にも魚釣りができるデッキを整備し、一般開放しております。棕野漁港には、その他に公園やトイレ、シャワー施設も完備しておりますので、家族連れなども訪れ親しみやすい漁港となっています。ぜひとも御利用いただきたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。まず最初に、ブルーシートの補助支援について、石川県で実際に起きたことであります。

今、周防大島町ではブルーシートの補助支援、町長から5万円、その際には土のう、それからロープ、もちろんブルーシートの補助ができるという話でした。

大きな災害のあった石川県において、さあどうだったのかということ、私と同じ立場にある町議会議員がブルーシート補助支援について知って、はじめてその話をしていくと、行政の方もあわせて、ほとんどの方がこのブルーシートの補助支援を知らなかった。この災害救助法を改正した大事なことが分かっていなかったということが1つの大きな問題ではないかと思う。

しかしながらそれを周知していこうと思い——あとは人の口に頼るわけで、町議会議員が一軒一軒歩いてそのことを訴えていき、それが実現した。

あとブルーシートもそういった災害のときに、ちょっと平米数は分かりませんが、1枚3万円だとか5万円だとか、そんなとんでもない値段で売りつけられて、それを買わざるを得ないのが当時の屋根瓦、瓦葺が飛んだときの状況だったと、私は聞いております。

さらに、取りつけるためには、自分が上がってロープに土のう袋をつけて重しにしながらやった。雪下ろしと同じように屋根から落ちてけがをするという悲惨な状況も生まれてくると思います。このことからぜひ、ロープもあわせて、ブルーシートの備蓄をしていただきたい。土のう袋はよくあるのを見ますけれども、きちっと置いていただく、またそういう被害が起きたときには、それが速やかに出せる準備ができるということを切に望みたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員の再質問にお答えいたします。

この1世帯あたり5万円の補助についてでございます。これはあくまで災害救助法の適用を受けた段階ということでございます。そのブルーシートを補助するというのは、被災者の方が、自ら業者を選んで、その後、町がその業者に依頼をするというような仕組みでございますので、そ

の住んでいる方が直接ブルーシートを張ったりするというのは、先ほど言われたように、けがをされるといったことを防ぐという観点からも、やはり業者を選定して、その調整に行政が入るという趣旨のものでございます。ちょっと若干、先ほどの御質問の内容と違うと思うが、町がブルーシートを備蓄して配付するというところまでは、この趣旨とは違うということで、御理解いただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。中元総務部長のおっしゃるところが多分正解だと思います。しかしながら、災害救助法の適用を受けたときに、これは行政が介入してきて、いろんな罹災証明等が必要となってきたりして1週間という長期間にわたり段取りをしていかなきゃいけない。またその被災者が自分たちで業者を探すということも非常にこれは困難でありまして、屋根瓦が飛んでいるところは、今、雨が降ったらすぐにでも水浸しになる。しかし家は厳然としてしっかりとしているということも含めて、町民の方にはむしろこういう制度がありますよということを何かの形で周知していただくこともお願いしたいと考えております。

それから今の話の中で言いました状況というのは、過去にあったという記憶はございませんでしょうか。お答えください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） すみません、私の記憶では、本町が災害救助法の適用を受けたという記憶はないんですが、山口県の中で、いろいろ大規模な災害がありましたので、そういったことはあったと理解しております。

それともう1点、こういった制度を町民の方が知らない。これは山中議員が言われるとおり、なかなかこの制度自体を理解されている方は少ないと私も認識しております。やはりこういったことは、何かの機会、例えば、消防防災班の職員が地域に出向いて行って、いろいろ指導と言いますか、相談に乗ったりするような活動もしております。そういった際に、周知のひとつとして、こういったこともありますというのは広げていけるのではないかと考えておりますので、そういった機会も活用しながら、なかなかすぐには理解できないと思いますけれど、それを積み重ねていけば誰かが記憶に留めていただくことでそこから広がっていくと私も考えております。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御回答ありがとうございます。ぜひ周知も含めて、いろんな機会ですら防災訓練等があった際にもそういうことをお話をしていただけたらと、このように考えております。

では次に、移動型トイレトレーラーということでございますけれども、当然のことながらライフラインである水道、水が現地では調達できない。そのときに悲惨な状況で、トイレを我慢する、

我慢するという事は口に物を運ばない、そこから体調を悪くしていくというのがこの被災された方々の経験から生まれてきた状況でございます。

私ももう20何年前になりますが、ボランティアで神戸市東灘区に行ったことがあります。あの当時のことを考えると、避難をしている小学校、学校の校舎または大丈夫な大きなビルに行ったのだが、トイレは、もう映像では映せないような状況になっているというのが実情です。

また、これを片づけなきゃいけないので、片づける人たちは、ゴム手袋をつけて、ビニール袋に手ですくって入れて、それを車に積んで運んでいくという言葉では言い表せない作業に関わった方の御苦労に対し非常に感謝するわけでありましてけれども、そのようなことを考えたときに、この移動式のトイレトレーラーというのは、1台2,000万円から3,000万円ぐらいするのかわかりませんが、これがあると水洗ですので、きれいな形で用を足せるということがあります。

また、いろんなイベントまた近くの市町等々に行ったときに、トレーラーですから、運んで現地に持っていけるという大きな利点がございまして。まあ値段が値段ですので、これからはぜひ、何かのときには、こういうものがあるということを考えていただいて、取り入れを前向きに考えていただけたらと思います。

次は、2点目の海上釣り堀の件について、先ほど瀬川産業建設環境部長からいただきました棕野の件、私は承知しておりませんでしたので、失礼いたしました。大島大橋を渡って、何割の方が左に曲がって道の駅のほうを目指していくでしょうか。右に曲がって小松から志佐そして日見、家房等々の右に曲がったルートにも行っていただきたいということもあわせて、この1つの通過点と言いますか、家族で行けるような桟橋の中で釣りをするというものだと私は話をしたかったんですけども、いかがでしょうか、そのような施設というものをこの周防大島町の中で取り入れるというのは、非常に難しい問題でしょうか、お答えください。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 費用的にも維持的にも、今のようなフィッシングパークを新たにつくるのは難しいかなと思っています。ただ、今、漁港や港湾、港の有効利用をしていこうという動きが国からも示されております。漁船がたくさんあった時代につくった港は船が少なくなってきた空きスペースがあるところを有効に利用していきなさい、いきましょうという動きがやっと具体的に動き出しております。実際に、いろいろな漁港でも漁港内に釣り堀的なものをつくったら人が来てくれるのではないかなというような動きも出始めています。ですから、今ある漁港施設や港湾施設を有効に利用した、例えば今、言ったような釣り堀的なものが、今後かなり高い可能性でできていくのではないかなと思っています。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。私、非常にうれしいです。公明党のホームページに、このような意見が来ました。それで私のところに振ってきました。だから、これはきちんと、ぜひ議会で取り上げたいとお返事をさせていただきました。さらに今の件をお返事させていただきたいと思います。島外からこのように周防大島町を応援してくれる人、また私に大阪の府議会議員から、この周防大島町で、墓じまいをしたいという連絡がありました。

また和佐のほうで、家屋を解体しなければいけないのだけれどもお金がない、一度現場を見てくれと言われ、これも大阪の府議会議員から連絡があって、現場を見たとお伝えしました。そのように周防大島町以外の方からも注目されているというか、ここから出られた方がこの周防大島町のことを何かの形で整理していかなきゃいけないということもあわせて発展に寄与したいというところで、先ほどの公明党のホームページへの御意見もあったかと思います。私も一町議会議員ですけれども、そういった意味で、外からもまた内からも皆さんの小さな声を聞きながら、この周防大島町の発展に寄与していきたい。このように考えております。

以上で終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、13番、久保雅己議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 13番、久保雅己でございます。いつものことながら防災・減災対策についての質問をさせていただきます。

日本各地で自然災害による想定外の被害が発生しております。

幸い周防大島町は、平成2年以後、約三十数年、大きな被害には見舞われておりません。報道による各被害地の状況を見れば、どのような言葉をかければいいのか分かりませんが、明日は我が身で震えがくる次第でございます。いつ起こるか分からない自然災害、特に地震に対して最大限の対策をする必要があると思われませんが、その後の進捗状況について伺います。

まず、避難場所を災害状況により再検討する必要があると思われませんが、検討はされておられますか。

また、避難場所への備品の備え、短期長期で備品の内容が変わると思います。例えば、段ボールのベッド、仕切り、簡易トイレ、毛布、水、食料等々、どのように準備されておられるか数量をお示してください。

また、先般、お伺いしましたテントは50張と聞いておりましたが、その後の変化があればそれも御説明ください。

次に、町内の燃料等の備蓄量は把握されておるかどうかということですが、非常にガソリンスタンド等々が少なくなっております。この辺の備蓄量は十分把握されておらないと、事故があっ

た場合に、車両が全く動かないという状況が生じる恐れがありますので、その辺のことをお伺いします。

次に、島民の命綱である大島大橋の管理状況、県とどのような対応をされているか、先般の貨物船衝突事故もあります。それと同時に、私が今、心配しているのは、橋の上を通過する車両の重量、これは通常であればチェックするところが必要なんだろうが、今、無法状態で、どんな車でも通過しているというのが現状じゃないかと思われまじけれども、その辺のことは、今後、どのようにお考えでしょうか。まず、例えば重量オーバーの車両が通って橋が沈没するというようなことがあったら、大変なことになるんじゃないかということをお心配しております。重量制限を把握するのはどうしたらいいかというのは非常に難しい問題ですけども、今、橋を渡る前に、橋のたもとに確か20トンとか、そういう明記がされているんじゃないかと思われまじけれども、これを大きな看板で橋を通る車の重量はいくらですよということを、早めに知らせる必要があるんじゃないかと思っております、いかがでしょうか。

次に、自主防災組織、これ度々申し上げますけれども、大規模の災害が発生したら、まず行政だけでは対応しかねます。その場合は、自助、共助、公助という言葉がありますけれども、その辺を各住民に、組織に、徹底的に把握していただく必要があるんじゃないかと常々思っております。

山口県で19市町村あると思われまじますが、この周防大島町、離島であります。その離島ということをお教訓に、防災対策では県下でナンバーワンの対策がされているというふうになってもらいたいと思われまじ。

以上でございます。

御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員からいただきました防災・減災対策についての御質問について、質問の通告をいただいた順に、お答えをさせていただきます。

まず避難場所の見直し及び避難場所への備品の準備についてでございます。

施設の廃止、消滅に伴う避難場所や避難所の見直しは、随時行っており、山口県から新たな県河川の洪水浸水想定、高潮浸水想定が発表されたことによる見直しも行ったところでございます。

また現在、国において南海トラフ巨大地震にかかる津波浸水想定の見直し作業が実施されているところでございます。

今後、地域防災計画の改訂や新たな津波想定の発表にあわせ、各避難場所、避難所の状況等を調査し、実際に使用可能な避難場所、避難所を見極め、適宜見直しを行ってまいります。

備品につきましては、主要な避難所11か所にマットや間仕切り、災害用テント等を備えてお

ります。

被災により避難生活が長期化する場合には、町の備蓄物資や協定等により必要な物資を調達し、避難所へ届けることとしています。

次に、ライフラインの見直しの進捗状況についてでございます。

大島大橋の維持管理につきましては、山口県作成の山口県橋りょう長寿命化計画とあわせ、計画期間100年とした大島大橋個別補修計画において、予防保全型での維持管理が計画されております。

その計画によりますと、2031年までに一定の大規模修繕を完了し、2032年からは予防保全型の維持管理を実施するとされています。

大島大橋は国道ですので、基本的には県による維持管理・修繕が行われますが、最も大きな影響を受けるのは、当然、周防大島町民でありますことから、今後も適宜、情報収集・要望に努めてまいります。

また、町内の燃料等の備蓄量については確実には把握しておりませんが、令和6年8月8日に、周防大島町内に石油燃料販売店を置く山口県石油商業組合大島地区会と災害時における石油燃料の供給に関する協定、こちらを締結しており、災害時の石油燃料の確保において災害拠点施設や避難所等に優先的に石油燃料の供給を受けることとなっております。

今後も燃料に限らず、災害時に必要となる人的・物的資源の確保に努め、災害対応の充実を図ってまいります。

最後に、自主防災組織の啓発活動と進捗状況についてでございます。

本町の自主防災組織は、令和6年第2回定例会以降、新たに1組織が結成され、令和6年9月現在で75組織となり、世帯数に対する組織率は49.8%となっております。

啓発活動に関しましては、継続的に自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、町の防災訓練や防災講演会等を通じて、災害全般に対する防災意識の向上を図り、自主防災組織の活動の活性化、新たな組織の結成につなげていきたいと考えています。

また、担当職員が積極的に地域に出向き、組織づくりや防災について説明を行うとともに、立ち上げに向けての協力支援も継続して行います。

あわせて、今年度からは広報誌やホームページなどを活用し、活発に活動されている組織を積極的に紹介していくことにしており、自主防災組織で行う活動取材するなどの準備を進めているところでございます。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） ありがとうございます。それではまず避難場所。見直しはされているということですが、これは全く住民は把握していないのではないかと考えています。

というのが、津波の場合であれば、高いところへということでしょうけれども、明確にその場所を言うと、何か責任の問題になるということもあるのかもしれませんが、やはり、こういう場合はこういうところ、こういう災害のときにはこういうところということを明確にしてあげないと、特にこの周防大島町、高齢化率が55%以上いっているような町ですので、先般もある独居老人の御夫人、小松の方でしたけれども、高いところに逃げてと言われても私らはどうやって逃げるんですかというような御質問がありました。冗談半分に私は、お婆さんの場合は、大島病院が近いから、大島病院の5階に上がったらどうかねというと、まあそうじゃねえというような言い方をしていましたけれども。実際に、逃げなさい逃げなさいだけではなくて、場所を明確にししないと、多分分からないと思いますし、高いところへ行ったらって雨露をどうやってしのぐのかというような問題もありますし、7,000人から8,000人の者が避難する場合に、そういう場所は、当然この周防大島町にはないわけですので、その辺のことを十分加味しながら、住民に分かりやすい避難場所の設定をしていただきたいということです。

それと先ほどおっしゃいましたけれども、物資なんかも提供できるというようなことなんでしようけれども、地震等がありましたら、多分、大島の場合、海側にある道路は陥没して使えないのではないかと思います。農道の場合は、まだ新しいからと言っても土砂崩れ等々があつて、非常に難しい状況になるのではないかなと、やはりある程度の場所に、ある程度の備品を準備しておくということが緊急の場合必要ではないかと私は思っています。

それと、毎回言いますけれど、津波の件。津波がありました場合に、周防大島町周辺全部見回っても、恐らく災害時の避難物資を持ってくる、船で運んでもつける場所が、おそらく港がないのではないかと私は心配しております。

例えば、先般の貨物船衝突事故で、燃料についてはいち早く私は行政に御相談に行き、副町長と一緒に海上保安庁に行つて危険物の認可を取つて、周防大島フェリーを危険物専用で1便だけ走らせたということがありますけれども、危険物運搬車両は簡単に、いつでもフェリーに乗せてよいというわけではありません。貨物船衝突事故のとき、海上保安庁は車両が動かないようなロックの設備をしないといけないといいましたが、造船所が空いているのか、その工事が何日かかるのか、2週間、3週間も工事がかかれば周防大島町は燃料がありませんという話をしたんですが、特に、橋が架かっているということは、離島ということで、十分にいろんなものを準備しておく必要があるし、無駄になるかも分かりませんが、特に燃料とガソリン。今、ガソリンスタンドがかなり減っておりますけれども、ガソリンが11万7,000リットルぐらいあるんですかね、これ私全部、それぞれ軽油、灯油、重油調べていますけれども、これは満タンのときのことです。1週間もすれば、恐らく燃料は尽きるのではないかなと不安も抱いていますし、前から言うように、災害はいつ来るか分かりません。特に、地震の場合、例えば先般の15号の台

風でも、直撃したら恐らく右往左往して大変なことになっているんじゃないかなと思う。それだけの準備ができているとは全く思っていません。その辺に対して今後、もっともっと強い対応をしていただかないといけないと思いますが、今、私が長々と申し上げましたけれども、それに対して何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員からの再質問についてお答えをいたします。

やはり一番大事なのは、周防大島町民の方々が安全で、安心して暮らしていけることを第一に考えないといけないと思っております。

当然のことながら、災害においては1人の犠牲者も出さないという気持ちで臨んでいかないといけないと思います。そういったことを踏まえると、防災・減災対策に対して何が有効かというのは、常にそれぞれ頭の中に置いておいて、例えば、いい事例等があればそれを参考にして周防大島町に適したものを取り入れていくというのは、私は大事なことと思っております。

今までも久保議員からいろいろ御指摘を受けております。そういったことも踏まえて、私どももいろいろ調査をしております。

先ほどの御質問の中で、一番私に残っているのが、地元の方がどこへ逃げたらいいのかという質問をよく受けておるといことです。

これは繰り返しになると思うのですが、やはり住んでいる方々、そこは一人一人状況は違うと思います。ですので、やはり津波であれば、その方の近くで一番高いところであろうというところに逃げてもらう。こういったところに逃げるかというのは、町で津波のハザードマップ、浸水エリアの想定をしております。そういったことをやはり一人一人がいま一度、確認をしていただいて、どこまでなら安心か、それ以上のところに逃げていただくというのが一番大事なことであります。町がここに逃げてください、あそこに逃げてくださいと、一人一人に言うのはちょっと難しいと思います。当然のことながら、津波であれば影響を受けない方も町内にたくさんおりますので、そこは、やはり避難所と避難場所という意味合いが全く違います。一時的に避難するのが避難場所、津波であれば高いところに逃げていただく。避難所になると、ある程度一定の期間生活できるというのが避難所ということになっています。避難所で生活するには、やはり町が指定したところに来ていただくというようなことになろうかと思いますので、以前から答弁は全く一緒ではございますけれど、そこは私どももやはり町民の方に周知をもう1度よくしていかないといけないと思っております。

もう1つ、避難所の備蓄の状況でございます。

今、マット、テント等それぞれ避難所に一定の数、みんな一緒ではございませんけれど、ある程度は設置しております。

非常食については、山口県大島防災センターで一括管理をしている状況でございます。

また防災倉庫、町内に18か所ございますが、その中には簡易トイレから簡易間仕切り、それぞれ調理釜とか炊飯器もろもろ、防災に関する備品を常時備えているような状況でございます。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 今、中元総務部長からも説明がありましたし、避難場所の場合ですけれども、必要なのが自主防災組織でこの避難場所と徹底しておけばいいのではないかと私は思っています。

例えば、自分のところの自主防災組織を申し上げると、やはりどこへということを明確に集会のときには申し上げていますし、そこであれば水、食料、最低限何日かはどうにかなるであろうと、トイレも当然ありますので、そういうことを明確に伝えてあげないと、御高齢の方が多いので、非常に難しいということ。そのためには同じことになりませんが、自主防災組織をしっかりとすることだと思えます。

先ほど、備品の説明もありました。山口県大島防災センターでも結構ですけれども、先ほど申し上げたように、特に地震の場合、これをどうやって運ぶのか、ドローンで運ぶのなら別でしょうけれども、多分、道はあちらこちらが崩壊しているのではないかと常に私は心配をしているわけです。だから、特に食料はある程度大きな集落に集中的に確保しておかなければいけないかなと思えます。

どうこういうよりも万が一、災害が起こった場合に、今の周防大島町であれば、恐らく右往左往というのが状況じゃないかと思えます。その辺もう少し明確に、防災の原資の整備で努力はされているのでしょけれども、前に向いて進んでいただきたいと思えます。

これ以上言っても水掛け論になるのでやめますけれども、ガソリン、軽油、灯油、重油、こういう燃料は常に必要なわけですから、せめて最大限周防大島町にどのぐらいの備蓄があるかという数量ぐらいは覚えておかないといけないだろうと思えますし、今からもっとこの辺は減ってくるのではないかと思えます。

食料の場合は、ヘリコプターで落下させてもまだ十分どうにかなると思えますが、燃料だけはどうしようもないわけですから、やはり今、大島大橋が事故にあえば、周防大島松山フェリーが命綱だろうと思うのだが、この船の運行数は限られています。そうすると従来どおりの使用量の確保は不可能に近いし、それを早く準備しないと復旧作業が全くできない状況に置かれるのではないかという懸念で、非常に心配しておる状況です。その辺をもっと前向きに、どんどん防災の件は進んでいただきたいと思えます。何か他に御意見がありましたらお願いします。

私からは、以上です。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員からいろいろ御指摘をいただきましてありがとうございます。その中で、久保議員が言われたように、自主防災組織というのがやはり一番大事になってくると思います。

やはり先進的な自主防災組織の中には、当然のことながら、自分たちで逃げる場所を決定して、なおかつ、その地区の備蓄品等も整備をしております。

またそれ以上に、その地区で要配慮者の方を運搬するために、リアカーとかをそろえている自主防災組織もあります。そういった模範的な自主防災組織を全町に、もしできるのであればそういったことをモデルとして、町もしっかりとアピールしていきたいと思っております。

それと燃料の備蓄の関係でございます。令和2年に久保議員から御質問をいただいて、その当時は、確かガソリンが全部タンクを満タンにして17万3,000リットルぐらい、ガソリンスタンドのタンクがそれぐらいの容量があったと私も記憶しております。

しかしながら、それから4年経ってガソリンスタンドも減ってきておりますので、それよりもまだ落ちていることと推測をいたします。やはり燃料というのは大事なことでございますので、町としてもできる限り、常にできるわけではございませんが、年に1度ぐらい、そういったことの把握に努めていければなと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） ありがとうございます。すぐやれやれと言ったって、なかなかできるものじゃないが、今ガソリンは11万7,867リットルで、ガソリンスタンドが減っているから大分減っています。その辺もいろんなことを常時気にしながら対策を考えていただきたいと思います。

もう水掛け論になりますので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、9月20日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時06分散会
